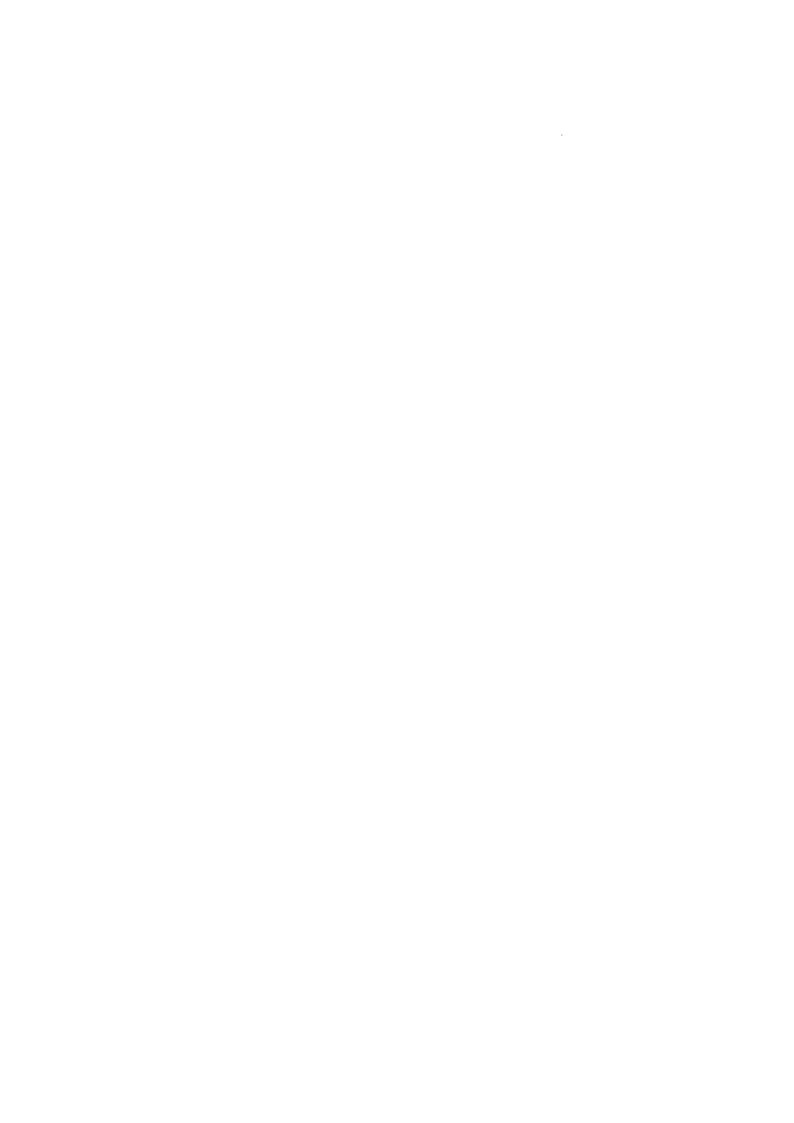
令和5年第3回定例会

鋸南町議会会議録

令和5年6月13日 開会

令和5年6月13日 閉会

鋸南町議会



令和5年第3回鋸南町議会定例会議案一覧表

発 議 案 第 1 号 国における 2 0 2 4 年度教育予算拡充に関する意見書(案) について

発 議 案 第 2 号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書(案)について

議 案 第 1 号 令和5年度鋸南町一般会計補正予算(第1号)について

報告第1号 令和4年度鋸南町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

発 議 案 第 3 号 議会広報特別委員会の設置について

発 議 案 第 4 号 議会改革等検討特別委員会の設置について

令和5年第3回鋸南町議会定例会会議録目次

招集告示	1
議事日程〔第1号〕	2
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条の第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名 …	2
本会議に職務のため出席した者の職氏名	3
開会の宣言	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	5
町長からの提案理由の説明並びに諸般の報告	5
一般質問	7
緒方 猛 議員	7
東 愛乃 議員	15
笹生あすか 議員	26
竹田 和明 議員	36
発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	51
発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	54
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	55
報告第1号の説明	68
議事日程〔第1号の追加1〕	70
追加日程の決定	71
発議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	71
発議案第3号の委員の選任	73
発議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	74
発議案第4号の委員の選任	75
閉会の宣言	76

鋸南町告示第52号

令和5年第3回鋸南町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和5年6月9日

鋸南町長 白石 治和

記

- 1. 日 時 令和5年6月13日 午前10時
- 2. 場 所 鋸南町役場議場

令和5年第3回鋸南町議会定例会議事日程[第1号]

令和5年6月13日 午前10時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4一般質問(4名)

11番 緒 方 猛 議員

1番 東 愛 乃 議員

6番 笹 生 あすか 議員

8番 竹田和明議員

本日の会議に付した事件

議案一覧表に同じ

出席議員(12名)

1 番	東	愛 乃	議員	2	番	篠宮	真 樹	議員
3 番	中村	基	議員	4	番	柴本	健 二	議員
5 番	秋 山	柳三	議員	6	番	笹生あ	すか	議員
7番	早 川	正也	議員	8	番	竹 田	和明	議員
9番	大 塚	昇	議員	10) 番	青木	悦 子	議員
11 番	緒 方	猛	議員	12	2 番	鈴 木	辰 也	議員

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町		長(百石	治 和	副	町	長	内 田	正 司
教	育	長 富	富 永	安 男	総務	企画課	長	石 井	肇
税務信	主民課	長対	寸 馬	尚 子	保健	福祉課	長	寺 本	幸 弘
地域技	辰興 課	長 吉	吉 田	修一	教育	育 課	長	安 田	隆 博
建設力	水道課	長 鶦	寮藤	正 樹	会 計	管 理	者	笹生	いつ子
総務管	管理室	長	, 井	勝啓	監	重 委	員	増 田	光俊

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局

事務局長加藤芳博 書 記 村上 真理

…… 開 会・午前10時00分 …… [開会のベルが鳴る]

◎開会の宣言

〇議長 (青木悦子)

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

定足数に達しておりますので、令和5年第3回鋸南町議会定例会を開会致します。

直ちに本日の会議を開きます。

議案の配付漏れはありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長 (青木悦子)

配付漏れなしと認めます。

◎会議録署名議員の指名

〇議長 (青木悦子)

日程第1、会議録署名議員の指名を致します。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、2番、篠宮真樹議員、11 番、緒方猛議員の両名を指名致します。

◎会期の決定

〇議長 (青木悦子)

日程第2、会期の決定を行います。

この件については、去る6月6日、午前10時から議会運営委員会が開催され、協議されておりますので、本定例会の会期および日程について議会運営委員長から報告を求めます。議会運営委員会、鈴木辰也委員長。はい、鈴木辰也委員長。

〔議会運営委員長 鈴木辰也 登壇〕

〇議会運営委員会委員長(鈴木辰也)

皆さん、おはようございます。

議長から報告の求めがありましたので、去る6月6日、午前10時から、議会運営委員会における令和5年第3回鋸南町議会定例会の会期および日程等の協議についてご報告いたします。今 定例会の会期は本日1日とし、日程はお手元に配付されております議事日程により行います。

今定例会には、発議案2件、町長提出議案1件および報告1件が提出されております。本日はこの後、町長から、今定例会に提出された議案に対する提案理由の説明および諸般の報告を求めた後、一般質問を行い、発議案第1号から議案第1号までを順次上程の上、質疑、討論、採決をお願いし、報告第1号の説明を受けます。

次に、一般質問でありますが、一般質問一覧表の通り、今定例会には、緒方猛議員、東愛乃議員、笹生あすか議員、竹田和明議員の4名から通告がなされております。一般質問の時間は答弁を含め60分以内とし、そのうち1回目の質問時間は15分以内とし、再質問は1問1答方式で、回数は定めないものといたします。

以上、簡単ではありますが、議会運営委員会での審査の結果をご報告申し上げるとともに、議員各位のご賛同をお願いいたしまして、委員長としての報告を終わります。

〇議長(青木悦子)

ただいまの議会運営委員長からの報告ですが、今定例会の会期は本日1日とし、一般質問については、通告のあった議員が4名、質問の時間は60分以内とし、1回目の質問時間は15分以内、再質問は1問1答方式で回数は定めないとのことであります。

お諮り致します。

ただいま申し上げたとおり決定することに、ご異議はありませんか。 「「異議なし」の声あり〕

〇議長 (青木悦子)

異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日1日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

〇議長 (青木悦子)

日程第3、諸般の報告をいたします。議長としての報告事項を申し上げます。

今定例会に説明要員として出席通知のありました者の職氏名は、別紙報告書で報告した通りです。

また、今定例会に提出された陳情書を参考までに配付しました。以上で議長としての報告を終わります。

◎提案理由の説明並びに諸般の報告

〇議長 (青木悦子)

今定例会に際し、町長から議案に対する提案理由の説明並びに諸般の報告について発言を求められておりますので、これを許可いたします。

はい、白石治和町長。

〔町長 白石治和 登壇〕

〇町長(白石治和)

皆さんおはようございます。

本日ここに、令和5年第3回鋸南町議会定例会をお願いをいたしましたところ、議員各位には、 公私ともご多用のところ、ご出席を賜り、厚く感謝を申し上げる次第でございます。

本定例会に、町長としてご提案申し上げます議案は、一般会計補正予算の1議案でございます。 その他一般会計予算の繰越報告1件でございます。

それぞれ概略を申し上げます。議案の第1号、令和5年度鋸南町一般会計補正予算第1号についてでありますが、本補正予算は、歳入歳出それぞれ2億6255万円を追加をし、歳入歳出の総額を45億6186万5千円とするものでございます。

初めに、歳出の主なものを申し上げます。総務費では、宿直業務の民間委託で警備委託料508万2千円。民生費では、住民税非課税世帯に対する価格高騰重点支援給付金給付事業4047万1千円。子育て世帯生活支援特別給付金給付事業242万7千円。子どもの成長応援臨時給付金給付事業610万円。衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種対策事業2351万1千円。鋸南地区環境衛生組合分担金1709万3千円。商工費では、地域力創造事業3700万円。地域商品券発行事業4612万7千円。土木費では、制度拡充の住宅取得奨励金5250万円。教育費では、資料館シャッター改修事業447万円でございます。諸支出金では、豊かなまちづくり基金積立金405万円。都市交流施設整備基金積立金1151万1千円。

次に、歳入でございますが、国庫支出金では、新型コロナウイルスワクチン接種に係る対策費 負担金および接種体制確保事業費補助金、合わせて2351万1千円。子育て世帯生活支援特別 給付金給付事業事業費および事務費補助金242万5千円。新型コロナウイルス感染症対応地方 創生臨時交付金6938万1千円。県支出金では、子どもの成長応援臨時給付金事業費補助金お よび事務費補助金356万4千円。寄付金では、豊かなまちつくり寄附金405万円。社会教育 費寄附金32万円。諸収入では、都市交流施設整備積立金および分配金として合わせて1726 万6千円でございます。なお、財政調整基金繰入金については、1億3751万5千円を増額を し、補正後の財政調整基金残高は17億932万6千円の見込みで、ございます。

次に報告第1号、令和4年度鋸南町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてでございますが、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、予算繰越について報告をするものでございます。

以上、提案理由のご説明を申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長から説明をいたさせますので、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

この際、諸般の報告を申し上げます。初めに、役場窓口でお納めいただいた県税の取り扱い状況についてご報告申し上げます。本年5月31日現在で、自動車税が268件、935万8100円。法人事業税が2件で1万5600円。法人県民税が5件で9万400円、不動産取得税が1件で9600円、合計で947万3700円の取り扱いとなりました。県税取り扱い手数料の2パーセントが町へ繰入されることから、18万9470円が繰入されることとなります。町民の皆様のご協力に感謝を申し上げる次第でございます。

次に、ゴミゼロ運動についてご報告を申し上げます。去る5月の27日に行われました、ゴミゼロ運動ですが、町民の方々のご協力をいただき、町内全域がきれいになりましたこと、この場をお借りいたしまして、感謝を申し上げる次第でございます。この運動によりまして、可燃ゴミや瓶缶等を含め、約7千キログラムのゴミが収集されました。今後も町民協働による環境美化推進に努めてまいりたいと思っております。

次に、第59回千葉県消防操法大会が7月の22日に千葉県消防学校で開催されます。本年度、 鋸南町からは、第1分団が小型ポンプの部で、安房支部を代表して出場をいたしますので、皆様 のご支援、ご声援をよろしくお願いをいたします。

次に、夏の観光シーズンを迎えるにあたり、6月21日に夏季観光安全対策会議を開催をし、7月の3日に、鋸南町観光協会が勝山海岸で、海の祈願祭を開催をいたします。今年度は、5つの海水浴場を7月の29日から8月20日までの23日間、ライフセーバーを配置をし、開設をする予定でございます。

以上で、諸般の報告を終わります。よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

〇議長 (青木悦子)

町長から提案理由の説明並びに諸般の報告がありました。報告事項ではありますが、確認した い点がございますか。

〇議長 (青木悦子)

特にないようですので、以上で諸般の報告を終了いたします。

◎一般質問

◎11番 緒方 猛

〇議長(青木悦子)

日程第4、一般質問を行います。今定例会の一般質問は、一般質問一覧表の通り、4名の議員から通告がなされております。初めに、緒方猛議員の質問を許します。質問席へ移動してください。

〇議長(青木悦子)

はい、11番、緒方猛議員。

[ベルが鳴る]

〇11番(緒方猛)

おはようございます。今日は一番バッターの質問になりまして、皆さんよろしくお願いいたします。

私はあの、1件だけですね、今日は質問をしたいというふうに思っております。ちょっと以前のですね、10年前、この議会で、同様の内容については一般質問をして、その制度を取り入れてもらったわけですけれども、現在ちょっと停滞してるなという感じを地域で持ちますんで、改めてここで、お願いなり要請なりをですね、させていただきたいというふうに思っております。

質問の項目は高齢者等緊急通報、私はSOSと言ってんですが、SOSシステムの積極的普及 についてということで質問させてもらいます。

このシステムは、2012年、平成14年の9月の議会で提案し、採用していただいたものでございます。火災や急病等、不慮の事故の際、緊急ボタンを押すだけで、警備会社の受付センターを介し、緊急車や救急車や消防車が駆けつけてくれる。特に高齢者や障害者などの家庭では、大きな安心なシステムであります。これで難を逃れた人は何人もいます。私の家の近くでもこのシステムに入ってて、2回助かったと言ってるおばあちゃんがおります。安堵しております。採用した時点では、県下ですね、54自治体の中で、鋸南町だけが採用していなかったということでありまして、現在高齢者の1人暮らしが約900人程度おるんだと思いますが、加入者は当初45名の加入者がおりましたけれども、現在は21名という具合に伺っております。半減しております。加入者を何としても私は増やしてあげたいという具合に思って、このテーマを再度質問することにしました。

人口や高齢化率と規模が近いですね、比べるのに適当かどうかわかりませんが、御宿町と加入 人数を比例しますと、10年前、御宿町ではですね、約250名の方がこの制度に入っておりま した。先だって御宿町には電話ですけれども、再確認をしましたら、依然として250、260 人は入っているという連絡をもらいました。ただし我が町とちょっと違うのは、リース代ですね。 全て町負担で個人負担がないという利点があります。緊急ボタンを押す回数は、次に、住民でで すね、この会に入ってる人で1回から3回ぐらいが普通です、という具合に言ってました。

そこで質問です。 2 点します。鋸南町の場合、加入者が減少している理由をどのように考えていますかというのが一つです。

それから2つ目は、本件は命に関わることで、加入者は大きな福祉と安心を得ます。以前にも要望した、御宿町並に、個人負担なしにできないかと、御宿町と同じような形で、個人負担なしということで制度を改定して再出発することはできないかという二つについて質問させていただきたいと思います。以上です。

〇議長(青木悦子)

緒方猛議員の質問について、町長から答弁を願います。

はい、白石治和町長。

〔町長 白石治和 登壇〕

O町長(白石治和)

緒方猛議員の一般質問に答弁をいたします。高齢者等緊急通報SOSシステムの積極的普及についてお答えをいたします。なお、今回の質問につきましては以前にも議員から同様の質問がなされており、その際の答弁と重複をする部分がございますが、ご了承を願いたいと思います。

緊急通報システムにつきましては、福祉電話「あんしん」を事業として、平成元年から、平成元年から平成4年度まで、事業主体が社会福祉協議会で実施をし、平成12年度、13年度において、町単独事業として、現事業と同様に、設置費用は、町負担、利用料は個人負担として導入した経緯がございます。現在の鋸南町緊急通報装置設置事業は、一人暮らしの高齢者や重度障害者の方が安心して生活できるように、ご自宅への緊急通報装置の設置を支援をすることを目的として、平成25年度から再度導入をし、現在に至っております。導入当初の加入者数は34人でございましたが、平成30年7月末時点では45人。令和5年5月末現在では20人となっております。

ご質問の1点目の、鋸南町の場合、加入者が減少している理由をどう考えているかについてでありますが、加入者数の減少理由についてでありますが、2025年にはいわゆる団塊の世代、約800万人全員が75歳以上、つまり後期高齢者となりますが、現在でも様々なツールを使いこなすことができる世代が後期高齢者となってきていると思われます。通信機器の急速な進化普及は、私達のライフスタイルの幅広い場面に変化をもたらしていることはいうまでもございません。例えば、携帯電話やスマートフォンには短縮機能があり、ひと押しで連絡が繋がる機能を備えておりますし、民間や民間の会社でも、社会貢献の一環とする高齢者見守りサービスは、様々な形態のものが出てきているようであります。現状の緊急通報装置のシステム上、屋内しか使えない、固定の電話回線がないと利用できないなどの様々な課題を解決をするサービスが検討され、提供サービスもニーズに合わせて選択が可能といった、バリエーションがございます。よって、町が事業提供をしている緊急通報装置につきましても、それらのツールの一つ、選択肢の一つと捉えられていることから、既に家族や親族と相談され、他のツールを選んで利用されている方も増えていることが考えられますので、緊急通報装置の設置に限りますと、加入者は減少をしていると分析をしております。

ご質問の2点目の、本件は、命に関わることで、加入者は大きな福祉と安心を得ます。以前にも要望したが、御宿町並に個人負担なしにできないかについてでございますが、この緊急通報装置を設置をすることの目的と効果は、1人暮らしの高齢者等が安心を得ることであると考えます。しかしながら、安心の種類は、それぞれ、人それぞれ異なりますし、それぞれが求める安心の程度につきましても、尺度は異なるものと思われます。命に関わる安心の程度でありますと、24時間の見守りがある施設への入居を選択をすることも必要になってまいります。一人暮らしのお年寄りの安心をサポートするため、様々なツールや選択肢が存在する現状としましては、一つの事業について、町負担を増やすことよりも、その人の安心に見合ったツールを選択できるよう支

援をすることが必要であると考えております。当町では、一般の高齢者施策につきましては、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域包括システムの構築を目指し、事業を実施をしております。この事業展開で重要なポイントとなることは、地域の実情に応じて事業を実施をすることでございます。例えば、当町では、以前の調査で、介護保険の認定に至る原因が、骨折や関節症、また認知症であったことから、介護予防に力を入れた事業を展開をしており、地域や保健福祉総合センターで介護予防教室を実施をしております。それぞれの市町村により、その地域の実情に応じ、どのような事業に注力をしているかは異なると思います。緊急通報装置設置事業については、通常の暮らしの中で、より大きな安心感を得るためのものであると考えていることや、通信機器による様々な高齢者見守りサービスの普及といった社会情勢等の推移などから総合的に判断をし、設置をした後の利用料は、引き続き受益者負担とさせていただきたいと考えております。

以上で、緒方猛議員の一般質問に対する答弁といたします。よろしくお願いいたします。

〇議長 (青木悦子)

緒方猛議員、再質問はありますか。はい、緒方猛議員。

〇11番(緒方猛)

はい、ありがとうございました。

このシステムによるですね、安心を得る良さの判断は、今の答弁とですね、私の考え方はほぼ 変わらないという具合に感じております。

前回、2012年にこの緊急通報装置の採用をお願いした際、町長は2000年に福祉電話シルバーフォン「あんしん」を実施したことはあるが、単年度事業で継続できなかったと。また、2000年度にも、町単独事業として、現在と同じ考えで、考えで導入した経緯もあるが、長続きしなかった。3度目の現在も、加入者は大幅に減少しております。今の数字がありました。これをどのように解釈しているのでしょうか。また、ここ10年くらいの間にですね、新たにこの制度に入ってきた人が、どの程度何人くらいいるのでしょうか、お尋ねしたいと思います。

〇議長 (青木悦子)

はい、保健福祉課長。

〇保健福祉課長(寺本幸弘)

ただいまのご質問のですね、平成24年度から、10年現在経過しているわけでございますが、 10年間で加入した延べ数は59名でございます。以上です。

〇議長(青木悦子)

緒方猛議員、再質問ありますか。緒方猛議員。

O11番(緒方猛)

10年で59名、新たに加入してですね、それで現在加入者として残っている人数は20名から21名と、こういうことですか。

〇議長 (青木悦子)

はい、保健福祉課長。

〇保健福祉課長(寺本幸弘)

そうです。令和5年5月末現在の加入者数は20名でございます。はい。以上です。

〇議長 (青木悦子)

緒方猛議員、再質問ありますか。緒方猛議員。

〇11番(緒方猛)

10年でですね、50何名と言いましたかね。59名ですか。入って、現在残ってるのは、20名足らずで20名ということであれば、59名からスタートしてるわけですから、20人しか残らないっていうことは、新たにですね、加入してきた人っていうのは、そんなに50何名もいるっていうことにはならないんじゃないんですか。たくさん入ってきてくれればね、それはありがたいことなんですが、最後に残ってる人が異常に少ないということは、それにそんなに入ってくれなかったんだなという具合に私は理解しているんですが、違うんでしょうか。

〇議長 (青木悦子)

はい、保健福祉課長。

○保健福祉課長(寺本幸弘)

ええとですね、24年度、2010年前に導入した時点では34名でございまして、その後10年間の間に、延べ数が59名なんですが、毎年、何件かの設置者はおりました。そして毎年何件かの取り外しされた方、施設入所であったり入院であったりお亡くなりになった方がおりまして、今現在としては、20名、5月末現在で20名の方が、今現在設置して利用されているということでございます。

〇11番(緒方猛)

はい。

〇議長 (青木悦子)

はい。緒方猛議員。

〇11番(緒方猛)

加入した人もいるけどね、残っている人は非常に数が少ないという。20名ぐらいだというのも一つの問題だと。これ一つの問題というか、このことが大きな問題だというふうに私は思いますが、この点については、今までの質問で一応終わらせておきます。

次にですね、高齢者障害者だけの家庭では、火災や緊急などの大きな不安を常に持っていると思います。これを軽減するために、このシステムをできるだけ対象者の多くの家庭で備えていただきたいと私は思っております。私の近くで、このシステムに入っている人が、おばあちゃんですけれども、二度助けられたと言っております。一度は深夜にですね、血圧が非常に上がってどうにもしょうがなくなったと。もちろん一人暮らしなんですが、首につけてるね、ペンダント、これがボタンを押すと、自動的にですね、連絡する事務所の方に情報がいって、救急車がすぐに

来てくれて、入院ができたということで一件落着をしました。それでこの人はですね、2度目には、今度ですね、夜に電気ストーブが火災を起こしました。後で調べるとこの電気ストーブは欠陥商品だったということがあったようなんですが、この時点では全くそういうことについては、電気ストーブの会社から連絡もないし、情報も得られなかった、知らなかった、結果としてそういうことが後で調べて警察の方でわかったということでね。欠陥の電気ストーブであったんですけど、火災を起こしてしまった。この時おばあちゃんはですね、コンセントを抜くのが精一杯で、あとは何も手がつかなかったと。周りのプラスチックの部分がぼんぼん燃え出したという状態ですね。それで何もできなかったんですけど、結局このメーカーの、東亜警備保障会社のシステムなんですが、天井に煙感知器の設備がついてます。その煙感知器の設備のためにですね、自動的にまた連絡所の方に連絡がいってですね、それで消防車がすぐに来てくれて、難を逃れたということがあります。

このような安心の環境をですね、できるだけ作ってほしいという具合に思っております。今の、 現在のですね、加入者が20名というのは、それぞれが判断して、この町もですね、月々の今の システムの使用料は、およそ3000円です。3000円を払いながら、このシステムをですね、 利用しているということで、人によってはですね、このおばあちゃんも、3000円には変えら れない安心度があると。いう具合に私に正直言っております。ただし、そうでもない人もたくさ んいるんだろうなということで、このような環境をですね、多くの人に知っていただく、感じて いただく。言うためにはですね、今の制度だけでですね、継続しようと言っても無理があるんじ ゃないかなという具合に思いますが、ここで一つご意見はないでしょうか。

〇議長(青木悦子)

保健福祉課長。

○保健福祉課長(寺本幸弘)

はい、この緊急通報装置でですね、過去に何名か、何人かの方が難を逃れたということは大変良かったことだと思っております。それでうちの町の方が、町がですね、緊急通報装置を導入しておりますけども、設置を希望する方の生活状況によって、3つの方式から選択できるような事業としております。3社の方式から選べるんですけども、それぞれ使用料、月額の料金が違っておりまして、400円前後のところであったり、3000円前後のところの方式もございます。いずれもですね、固定電話回線が必要としているようなものでございます。最近はですね、詐欺電話が多発したりしておりまして、注意喚起も、頻繁に行われていることから、防犯上、固定電話を止めて、携帯電話に変える高齢者も多くなっているというようなことを聞いております。併せて町長答弁にもありましたように、通信機器の進化、普及により様々なサービス形態が選択できることも増えない一因だと思っておりますけども、この事業を取りやめたわけではございませんので、設置する選択肢としては残しているというふうに考えております。以上です。

〇議長(青木悦子)

はい。緒方猛議員。

〇11番(緒方猛)

皆さんのところにですね、私今、御宿、御宿って言ってるんですが、御宿が人口にしてもです ね、それから高齢化率にしても我が町とニアリーイコールだというようなことから、御宿町の例 を取り出してるんですけど、私は大多喜町と南房総市の同様のシステムについてですね、どのよ うな対応をしているのかを聞き取りをいたしました。その資料は皆さんのところに添付されてい るかどうかわかりませんが、ちょっと要点だけ申し上げますと、御宿町はですね、初期設定、そ れから月々の費用3000円ぐらいですね、これは全て会社、ごめんなさい、町持ちということ で、個人負担はありません。それから、大多喜町は、月に360円だけ個人負担をしてもらって いる。生活保護世帯では、個人負担はゼロにしている。それから、南房総市は、町がですね、設 定時に、具体的に数字を言いますと、6300円払って、個人の負担は1500円。リース、非 課税世帯は100円、それから生活保護の世帯は0円というような、細かいですね、規定を作り ながら、考え方はできるだけ多くの人に入っていただこうという考え方でやってることがよくわ かります。我が町もですね、初期設定の費用については町が負担しているわけですから、私は月々 3千円残るのはね、個人負担でも先ほどに例を説明しましたおばあちゃんは3千円なんかにはと ても変えられないという具合に言っていて承知をしている。納得をしている人もいますけれども、 他の市町村が規定しているようにですね、生活保護世帯だとか、そういうところについてはです ね、必ずしも十分な費用が、費用を負担することはできないということがあるんだろうと思いま す。この辺については、今回答ありましたけれども、ぜひ再度ですね、検討していただきたいと いうふうに思います。

それから、聞き取り調査の別表のですね、御宿町までとはいかないにしてもですね、南房総市、大多喜町も、個人負担を少しでも軽減する努力をしております。回答ではありましたが、鋸南町は現在以上は全くできないという回答で、月々の費用については個人負担ということですが、今一つの確かなですね、5月の町報で、ちょっと狙いが違うんですけれども、今月5月の町報で確かですね、初めて見たことなんですが、加入者促進のための広告といいますかね、宣伝みたいなのが載ってたというように思うんですね。これは私が過去10年間、町報きょなんなんかでこういう制度がありますよということを、見た記憶は私はありません。積極的にですね、広告をしてほしいと。この制度を知らない人も大勢いるんじゃないかと。実は今年になってからですね、私のところに1件電話で、この制度に入りたいということで電話があった人がいます。私はまだそのときに4月は終わってませんでしたから、議員ではありませんでしたので、担当課のですね、担当課を伝えてそこと相談してくださいという具合に言っておきました。要は、こういう制度があるっていうことをですね、知らない人がいっぱいいるということです。だから、こういう制度があります、ありますだけじゃなくて、さっきのおばあちゃんの例のようにですね、こういう効果がね、期待できるんだということを大いに宣伝してやってほしいなと、いう具合に思っております。以上の、今の回答もらって終わりにしたいと思います。いかがですか。

〇議長 (青木悦子)

保健福祉課長。

〇保健福祉課長 (寺本幸弘)

今緒方議員がおっしゃいました町報の関係につきましては、直近では3月号の方に掲載させていただきました。過去10年をちょっと見たところですね、回数は少ないんですが、平成25年、26年、29年に載せております。紙面の都合上ですね、なかなか担当課思うような大きな記事にはならないんですけども、今後ですね、努めて周知、それから町報だけではなくて民生委員の定例会ですとか、そういったところで挙げさせていただきたいというふうに思っております。以上です。

〇議長 (青木悦子)

はい。緒方議員。

〇11番(緒方猛)

これで終わりにしますが、今回答があったようにですね、民生委員さんを使っていただくとい うのもですね、結構そういう状態になっている方を、民生委員さんはよくご存知だと思いますの で、そういう方に声をかけてもらうと。あるいはこういう具合になってる状態の方っていうのは ですね、考え方によっては通り一遍の通知とかですね、宣伝が出てもそれは見逃してしまうとい うことがありますので、十分説明をし納得をしてですね、ぜひ入っていただいて、安心なね、生 活が送られるように、僕は1人のね、高齢者になると、毎晩寂しい思いをしてるんじゃないかと 思うんですね。皆さんも経験があるかと思いますが、ご夫婦でいるとかですね、子どもさんがい るということであれば、少々のことがあっても、何ら驚くことはないんですね。だけど、1人で、 1人で、奥さんでも旦那さんでもいいんですが、1人で3日間自宅で過ごしてみてください。も う夜なんかとてもじゃないけどね、いろんな心配事が次から次に出てきます。その最大のものは、 やっぱし急病だとかね、火災だとか。ちゃんとガスを止めたかなと。これは東亜警備のやつは防 犯も兼ねております。そういう良さがいろいろあるということはですね、今知らない人にぜひ伝 えていただいて、積極的な加入をね、するように仕掛けてもらいたいなと。できることなら、ち ょっとくどいんですが、先ほど言いましたように3000円のですね、300円ぐらいがいいと 思うんですが、3000円の月々の会費をさらにいくらかがね、町の方で負担してあげるという ことが本当にできないのかどうか、真剣な検討をお願いして、質問を終わりにしたいと思います。 よろしくお願いします。

〇議長 (青木悦子)

はい、以上で緒方猛議員の質問を終了します。

ここで暫時休憩をし、午前11時から会議を再開いたします。

- ◎ 一般質問
- ◎ 1番 東 愛乃

〇議長 (青木悦子)

休憩を解いて会議を再開します。

次に、1番、東愛乃議員の質問を許します。1番、東愛乃議員。

「ベルが鳴る〕

〇1番(東愛乃)

私からは2件。

まず1件目、移住定住促進について。

鋸南町は移住定住子育で施策に力を入れており、とても充実しています。住宅取得奨励金、給食費の無償化、こども医療費18歳まで無償化、待機児童ゼロなど、若い世代の移住検討者が一番ポイントとしている良い政策があると思います。

しかし、情報の閲覧及び検索しづらく、アピール不足を感じます。移住者の増えている自治体は、それらの良い施策に加え、ホームページやポータルサイトも見やすく、デザイン等も心惹かれるサイトが多いです。そこで3点質問します。

- 1、移住定住促進に結びつく施策はどのようなものがあるか。
- 2、施策の発信はどのようにしているのか。
- 3、移住検討者にアピールするようなホームページへ改善し、移住情報に特化したページを掲載 してはどうか。

続いて2件目。

第2期鋸南町まち・ひと・しごと創生総合戦略、基本目標4について。基本目標4の事業の中に、ゴミ拾いのイベント事業とありますが、既に民間団体で、毎月17日に行っている海岸清掃活動や、毎年9月に世界190か国、2000万人の人たちが参加し行われているワールドクリーンアップデーに町として賛同し、参加し、連携して、町内外へ広く告知し、関係人口を増やす取り組みをしてはどうか、と考えます。また、千葉県では、千葉県海岸漂着物対策地域計画を策定し、住民の自主的な取り組みを支援しながら、地域の実情に即した持続的な連携協力体制を構築することが重要としています。私も普段から海岸清掃に参加しておりますが、マンパワー不足を感じたり、時には機材不足を感じることもあります。イベント化することで、多くの参加者があることを期待しているところです。

そこで3点質問します。

- 1、ゴミ拾いのイベント化の検討状況はどうか。
- 2、ワールドクリーンアップデーに町として参加する考えはあるか。
- 3、海岸や河川の漂着ゴミや町中のポイ捨てゴミに対する町の姿勢、取り組みはどうか。 以上6点について答弁を求めます。よろしくお願いいたします。

〇議長 (青木悦子)

東愛乃議員の質問について、町長から答弁願います。 はい、白石治和町長。

〔町長 白石治和 登壇〕

〇町長(白石治和)

東愛乃議員の一般質問に答弁をいたします。

1件目の移住定住促進についてお答えをいたします。

ご質問の1点目、移住定住促進に結びつく施策はどのようなものがあるかについてであります が、移住定住促進に結びつく施策といたしましては、子育て支援に関する施策として、出産・子 育て応援給付金をはじめ、保育所、幼稚園、小中学校の給食費の無償化、こども医療費の助成制 度では、高校生相当の年齢の方まで、医療費の無償化を行っております。また、公民館では、子 育てひろば、ちびっこ広場を開設をし、様々なイベントや情報交換の場として多くの方に利用を されております。共働き世帯への支援に関する施策としましては、病児・病後児保育事業、幼稚 園一時預かり事業、預かり保育、保育所一時保育を行っており、特に小学生の学童保育の毎週土 曜日実施は近隣の市町村にはない施策でございます。遠距離通学に対しては、通学支援助成金に よる支援があり、奨学資金貸付制度については、現在制度の拡充について検討中でございます。 さらに、人口減少、移住定住支援に関する施策としては、移住支援金を始め、通勤支援助成金、 結婚新生活支援補助金や、本年度からの取り組みとして、空き家バンク登録を条件とした、片付 け補助金を活用をすることにより、移住者への優良な中古住宅の提供を行い、選択肢の増加に繋 げるとともに、登録物件の契約が成立をした際の奨励金の交付事業も実施をしております。また、 購入後のリフォーム補助金、合併浄化槽の転換補助金等もご利用可能であります。なお、今定例 会に提案をさせていただいております、住宅取得奨励金の拡充については、他の地域との差別化 を図るため、奨励金の額としては、県内でも特に優位性が期待ができる内容としております。今 や全国の知名度を誇り、年間来場者数が80万人に迫っている道の駅保田小学校は、関係人口の 増加による移住定住促進の要であることはいうまでもありません。また、観光面においても鋸山 には32万人、保田漁港の場合には27万人が来訪し、花観光のイベント等には6万5000人、 鋸南町を訪れる方は年間150万人を超えまして、移住検討地としての魅力も兼ね備えていると 考えております。これらの民間施設への来訪や、行政的施策に限らず、都市部に近い優位性、豊 かな自然、きれいな空気、魅力ある地域資源、農水産物などは、移住者に対する選択肢の一つで あるとも考えております。

ご質問の2点目の、施策の発信は、どのようにしているのかについてでありますが、1点目で答弁をいたしました、移住定住促進に結びつく施策は、町ホームページや町報などにおいて、各課から情報発信を行っております。その他にも、妊娠期および出産後から子どもの心と体の発達に応じて、様々な助言や補助制度を掲載をしております、鋸南町子育でガイドは、ホームページに掲載をしている他、冊子にて、常時住民窓口に設置をしております。また、令和5年度において、移住定住に特化したパンフレットを作成するため、現在他自治体の事例などを参考に研究を進めているところでございます。近年は、新型コロナウイルス感染症の影響で、対面での情報提供が難しい状況ではありましたが、今後はふるさと回帰支援センターでの相談者への情報提供を行う他、千葉県が参加をする移住相談フェアなどに共同出展を行うことにより、都市部での情報提供を行いつつ、昨年度に着任をした移住定住支援の地域おこし協力隊が企画をするイベントに連動する形での移住相談窓口の開設を予定をしております。移住定住される方が、求める媒体により、柔軟に情報提供ができるように、引き続き体制を整えてまいりたいと思います。

ご質問の3点目の、移住検討者にアピールするようなホームページへ改善をし、移住情報に特 化をしたページを掲載をしてはどうかについてでございますが、移住情報に特化をしたホームペ ージとは、移住に興味を持っている人にとっては地域の特色や移住に必要な手続きについてわか りやすく説明をし、移住に関する情報や支援制度、生活環境や就労環境など、移住に必要な情報 を網羅的に提供するウェブサイトであると認識をしております。また、移住検討者にとっても、 移住先の選定や移住後の生活設計を考える上でも、大変役立つものであると思っております。一 方、町のホームページでは、トップページ上段から移住定住に関する情報にリンクができまして、 鋸南町について、住宅関連支援、結婚・子育て関連支援、仕事の情報に分類をして掲載をしてお ります。また、地域おこし協力隊の活動と移住定住情報冊子を掲載をしております。しかしなが ら、他の市町村や団体による人気の移住定住応援サイトでは、カテゴリーごとにわかりやすく分 類をされ、移住定住のイメージが膨らむように写真をふんだんに掲載したり、動画を入れるなど の仕掛けがされておりました。最近では、ホームページやSNSは、写真で全てが決まるとも言 われており、その辺りを認識をした作りであるとも感じたところであります。議員冒頭のご質問 にございましたように、町の子育て支援に関する施策は、他の自治体に比べても引けを取らない、 手厚い内容となっております。また、住宅施策につきましても、住宅取得奨励金の新制度移行に よる大幅な拡充など、千葉県南部地域を検討をされている移住検討者については、充実をした内 容であると考えております。現在の社会において、インターネット上の情報発信は最低限必要と いう考えは、従前から認識をしております。本議会において提案をさせていただいている住宅取 得奨励金の新制度以降の予算が可決いただけましたら、その点を踏まえ、移住検討者にとって有 益な情報や、他地域よりも優位性のある町の支援情報が真っ先にわかりやすく得られ、かつアピ ール力に優れた内容の情報発信について検討をしてまいります。

2件目の、第2期鋸南町まち・ひと・しごと創生総合戦力、基本目標4についてお答えをいた します。 ご質問の1点目の、ゴミ拾いのイベント化の検討状況はどうかについてでありますが、鋸南町まち・ひと・しごと創生総合戦略における基本目標4の人が集う魅力あるまちづくりを推進をするにおいて、基本的方向性と、事業概要として、ゴミ拾いのイベント化を検討することとしております。これは、海岸のゴミ拾いだけではなく、山間部のゴミの不法投棄などが目立つことから、ゴミ拾いを町民だけでなく、鋸南町の環境や関心を持つ人たちが参加できるイベントを開催をし、ゴミのないきれいな町を創出をすることを目指すとしております。町では、町内全域の清掃イベントとして、5月のゴミゼロ運動、12月の町内一斉清掃を実施をしておりますが、山間部の清掃活動といたしましては、佐久間ダム周辺で6月と10月のおお草刈り、2月の桜のテングス病の枝払い、環境美化活動などの際に、少しずつではありますが、ゴミ拾いなどもあわせて実施をされているところでございますが、ゴミ拾いの参加者はまだまだ少ない状況であります。また、各地区においては、祭礼前やその地区の慣習により、日程を定めまして、草刈りや美化活動を実施をしております。今後も積極的に環境美化の周知を図り、町民の皆様やボランティアの方々の協力を得ながら、規模を大きくしていけるよう取り組んでいきたいと考えております。

ご質問の2点目の、ワールドクリーンアップデーについて、町として参加をする考えはあるかについてでございますが、議員の説明にもありました通り、ワールドクリーンアップデーは毎年9月にメキシコ、インド、モザンビーク、インドネシアの国々を筆頭に、世界190か国、2000万人の人たちが参加をして行われているイベントであります。日本国内でも実施をされており、昨年度は8384人のボランティアが参加をされ、約31トンのゴミを収集をしたと公表をされております。平成30年の参加者が811人だったことを鑑みますと、年々参加者が増加をしているイベントであると認識をしております。町として参加をすることはいたしませんが、このようなボランティア活動については積極的に取り組んでいただきたいと考えておりますので、町といたしましても、ホームページや広報誌などで、取り組みの推進について周知を図ってまいりたいと考えております。

ご質問の3点目の、海岸や河川の漂着ゴミや町中のポイ捨てゴミに対する町の姿勢、取り組みはどうかについてでございますが、まず漂着ゴミにつきましては、大雨や台風通過後に海岸線一帯に漂着をしていることが多く見られます。比較的小さな漂着ゴミにつきましては、地元区やボランティアの方々によって集めていただいたものを、町が焼却場まで運搬したり、また大きな漂着ゴミにつきましては、限られた予算の中で重機を借り上げて漂着ゴミを収集し、収集したゴミを処分場まで運搬をし、廃棄物処理を委託をしているのが現状でございます。先ほど議員の質問要旨にもありました、千葉県海岸漂着物対策地域計画についてでありますが、海岸漂着物対策の推進を図ることを目的として、平成23年2月に千葉県が策定をし、令和2年12月に改定がされているところであります。昨年、令和4年11月に、当町を含む4市町村から県に重点区域への新たな選定要望等を提出をし、令和5年3月に千葉県海岸漂着物対策推進協議会に付した上で、改定案が作成をされました。その後、令和5年4月28日から5月の29日までの間、パブリックコメントが実施をされ、先週の6月9日に計画が改定をされたところであります。改定後は当

町の漁港施設を除くほぼ全ての海岸が重点区域として指定をされ、今後は補助金を受けて収集処分ができますことから、これまでよりも清掃活動に取り組むことができます。

次にゴミのポイ捨てについてでありますが、町では平成6年12月に、鋸南町環境美化推進に関する条例を制定をし、町民、旅行者、事業者、占有者等と町が一体となって環境美化の推進を図り、清潔で美しいまちづくりを目指しているところでございます。条例では、道路、海岸、河川、水路、公園等に空き缶などのゴミを投棄をしてはならないことが規定をされており、違反をした者に行った者に対しては、勧告命令を行う他、それにも従わない者には5万円以下の罰金に処されることとされております。しかし、ゴミのポイ捨ての現場を目撃することは少なく、これらの罰則が適用をされることはほとんどないのが現状となっております。ゴミのポイ捨てを防止をする施策といたしましては、定期的に広報誌等に記事を掲載することで注意を促す他、ポイ捨てが多い場所には注意標識を設置するなどして抑制に努めておりますが、いまだポイ捨てがされている事案が発生をしているため、その都度、職員によって回収を行っている状況であります。ゴミが捨てられる場所につきましては、人目の少ないところや、草が繁茂して目立たない、目立ちにくいところなど、何かしらの理由がございますので、ポイ捨てを減らせるような、いろいろな方法を模索をしていきたいと考えております。

以上で東愛乃議員の一般質問に対する答弁といたします。よろしくお願いをいたします。

〇議長(青木悦子)

東愛乃議員、再質問ありますか。はい。東議員。

〇1番(東愛乃)

質問事項1件目の、質問1点目について。道の駅保田小学校の年間来場者数が約80万人、連日テレビでも紹介されていますが、鋸南町ホームページ、移住定住に関する情報に掲載の、道の駅保田小学校の、保田小ギャラリーで開催されている、鋸南町の職員と話す鋸南のことは、現在も開催されているのでしょうか。

〇議長 (青木悦子)

はい。地域振興課長。

〇地域振興課長(吉田修一)

都市交流施設で行っていました、移住相談窓口につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響もございましたが、令和4年度は12回実施しております。しかしながら令和4年度末で一旦終了することといたしました。相談窓口を開催いたしましても、多くの方が観光案内を求め、窓口に来てしまっておりまして、移住相談に繋がることが難しいことから、今後は町長答弁にもありました通り、移住定住対策の地域おこし協力隊が実施する町で行うイベントと絡めまして、窓口を開設してまいりたいと考えている次第でございます。以上でございます。

〇議長(青木悦子)

はい、東議員、再質問ありますか。はい。東議員。

〇1番(東愛乃)

年間何人の人が相談に訪れていたのでしょうか。

〇議長 (青木悦子)

はい。地域振興課長。

〇地域振興課長(吉田修一)

直近の令和4年度の数字でございますが、12回実施した中で、窓口に訪れた方は133件ございましたが、そのうち2件の方が移住相談の方で、残りの131件につきましては、観光案内となっている現状がございます。以上でございます。

〇議長 (青木悦子)

再質問、ありますか。はい。東議員。

〇1番(東愛乃)

実際に相談から移住に結びついた人はいるのでしょうか。

〇議長 (青木悦子)

地域振興課長。

〇地域振興課長(吉田修一)

はい。令和4年度で町で対応いたしました移住相談につきましては、先ほどの都市交流施設が 2件、インスタグラムが1件、ふるさと回帰センターからの紹介が1件、移住交流フェアで26 件、合計で30件となっております。実際に相談後にですね、結びついたかまでは確認が取れて ない状況でございます。以上でございます。

〇議長 (青木悦子)

はい、再質問ありますか。はい。東議員。

〇1番(東愛乃)

質問2点目についてですが、柔軟な情報提供とおっしゃっていましたが、戦略的な情報発信の成功事例といたしまして、神奈川、葉山町のインスタグラムアカウントは、2015年6月開設し、本年6月8日でフォロワーが3.7万人の人気アカウントとなっています。インスタグラム活用の目的は、移住促進とし、若い世代に見てもらえる広報活動を実施することで、高齢化が問題となっている自治体の課題解決に繋がればと始めたそうです。若い世代に響くよう、インスタ映えする写真スポットや、おしゃれなグルメ写真を多数掲載し、さらにハッシュタグ葉山歩きというハッシュタグで、ユーザーの関連投稿も戦略的に促進しています。結果として、葉山町ではインスタグラムのアカウントを開設した2015年度に人口の社会増減が大きくプラスに転じており、以降も増加が続いています。総務省、地域におけるICT利活用に関する調査研究のアンケートによると、SNSを利用している自治体の47.3パーセントが1日に1回以上更新し、27.4パーセントが2から3日に1回、12.1パーセントが1週間に1回更新しているとわかりました。

ところで、鋸南町にもまちづくり推進室が開設しているインスタグラム鋸南ライフがあります

が、いつから開設されたのですか。

〇議長(青木悦子)

はい。地域振興課長。

〇地域振興課長(吉田修一)

まちづくり推進室で開設しておりますインスタグラムにつきましては、令和3年11月から開設しております。

〇議長 (青木悦子)

はい、再質問。東議員。

〇1番(東愛乃)

現在のフォロワー数はいかがでしょうか。

〇議長(青木悦子)

地域振興課長。

〇地域振興課長(吉田修一)

現在のフォロワー数でございますが、直近6月5日現在でございますが、1313人でございます。

〇議長 (青木悦子)

再質問ありますか。はい。東議員。

〇1番(東愛乃)

投稿頻度はどのくらいですか。

〇議長 (青木悦子)

地域振興課長。

○地域振興課長(吉田修一)

はい、観光の部分と一緒になっておりますので、水仙や桜の時期には開花情報に合わせまして、 1週間に2回程度更新しております。その他の時期につきましても、トピックスに合わせまして 投稿しておりまして、おおむね1週間に1回程度更新してる次第でございます。

〇議長 (青木悦子)

はい、再質問ありますか。はい。東議員。

〇1番(東愛乃)

74. 7パーセントが2から3日に1回以上更新しておりますので、できたらもうちょっと頻度を上げてもらえると嬉しいです。

次に、移住、今、移住検討者に人気がある、給料を得ながら、お試し移住できる地域おこし協力隊という制度があります。鋸南町も何人かおられますが、地域おこし協力隊による地域の情報発信も協力隊の大切な仕事だと考えますが、現在の情報発信はどうなっていますか。

〇議長 (青木悦子)

地域振興課長。

〇地域振興課長(吉田修一)

はい。議員ご指摘の通り情報発信も、地域おこし協力隊にとっては重要なことだと考えております。過去の地域おこし協力隊の中にはですね、活動経費を活用しまして、協力隊の活動内容を冊子にしまして、町民の皆様に配布していた時もございました。現在は委嘱時に、地域おこし協力隊を町報等で紹介しておりますが、その後の活動内容等については特に発信しておりませんでした。どういう隊員がどのような活動をしているかを、町民の皆様に知ってもらうために、町報7月号からリレー方式で地域での活動内容を発信していく予定でございます。以上でございます。

〇議長 (青木悦子)

再質問ありますか。はい。東議員。

〇1番(東愛乃)

隊員たちが今何人いて、何に取り組んで、今後どうしていくのか、教えてください。

〇議長 (青木悦子)

地域振興課長。

〇地域振興課長(吉田修一)

はい。現在鋸南町で活動しております地域おこし協力隊につきましては、農業振興で3名、有 害鳥獣対策で1名、移住定住で1名となっております。隊員の任期は3年間となっておりますの で、任期期間中は地域に生活し、それぞれの地域協力活動に従事することとなっております。今 後は、任期終了後に向けて定住したいか、就業、就農、起業等の意向があるかないかなどの確認 を行いまして、そのような意向がある場合はサポートしてまいります。地域おこし協力隊が行う 地域協力活動とは、地域力の維持強化に資する活動のことを言いまして、個々の人の能力や適性 および各地域の実情に応じまして、地方自治体が自主的な判断することとされておりますので、 いろいろな分野で隊員を採用することは可能ですが、課題の状況などを加味いたしまして、適切 に隊員の確保を進めていきたいと考える次第でございます。以上でございます。

〇議長 (青木悦子)

再質問ありますか。はい。東議員。

〇1番(東愛乃)

鋸南町はいつから地域おこし協力隊の受け入れを始めて、今までに何人受けられたんですか。

〇議長(青木悦子)

はい。地域振興課長。

〇地域振興課長(吉田修一)

地域おこし協力隊は最初、平成29年10月から受け入れを開始しております。現在までに10名の方の受け入れをしております。以上でございます。

〇議長(青木悦子)

はい、再質問ありますか。はい、東議員。

〇1番(東愛乃)

何人そのまま移住してくれたんでしょうか。

〇議長 (青木悦子)

地域振興課長。

〇地域振興課長(吉田修一)

地域おこし協力隊の要件としましては、都市部から過疎地域等への条件不利地域へ住民票を移しまして、生活の拠点を移したものとなっております。受け入れした隊員10名のうち、現在活動、任期途中の方が5名となっておりますが、この方につきましては鋸南町に移り住んでいただいております。残りの5人の方につきましては、1名の方は家庭の事情によりまして、任期途中お辞めになりまして、鋸南町から転出されましたが、残り4名の方は任期を満了しまして、そのまま鋸南町に在住している、定住しております。以上となります。

〇議長 (青木悦子)

再質問ありますか。はい。東議員。

〇1番(東愛乃)

卒隊した人の現在はどうなっていますか。

〇議長 (青木悦子)

はい。地域振興課長。

〇地域振興課長(吉田修一)

はい。先ほど答弁しました通り、4名の方が任期終了しまして、そのまま鋸南町に定住していただいておりまして、ライターやコンサルタント業を行っておる次第でございます。以上でございます。

〇議長 (青木悦子)

はい、再質問。東議員。

〇1番(東愛乃)

今、ブラック自治体となっていないでしょうか。

〇議長 (青木悦子)

はい。地域振興課長。

〇地域振興課長(吉田修一)

すいません、ブラック自治体について調べてみますと、ちょっと自分の方もブラック自治体の意味を、ちょっとインターネットで調べまして、一般的には地域おこし協力隊をボランティアスタッフのように扱い、任期が終われば使い捨てる自治体ということを、ブラック自治体というと、いうような文言が出ておりました。そのような自治体はですね、募集受け入れ時のミスマッチ、受け入れ後の関係者間の認識の共有不足などが原因でですね、お互いに良い環境でない状況が生じていると聞いております。鋸南町においてはそのようなことがないと認識しておりますが、引き続き、隊員とコミュニケーションをとりながら、隊員の活動をサポートしてまいりたいと考え

る次第でございます。以上でございます。

〇議長(青木悦子)

再質問はありますか。東議員。

〇1番(東愛乃)

はい。どこの自治体も情報発信に力を入れている時代だからこそ、町民はもちろん、外の地域の人たちにもしっかり届く戦略的な情報発信へのいち早い改善を要望いたします。

次に質問2件目の1点目で、個人や団体で、海岸のゴミ拾いをされている方へのより一層の行政側からの協力、連携が必要であると考えます。例えば、ゴミ袋の提供、個人で集めた海岸漂着ゴミであっても、運搬処分は町でやってくれるなど、また、イベント化により、海洋汚染などの環境問題に関心のある方、海や自然を愛する方、環境に良いことをやってみたいけど1人では一歩踏み出せない方などの参加により、町の活性化、関係人口の増加に繋がると考えますが、積極的に周知と規模拡大の取り組みとは具体的にどのようにするのでしょうか、伺います。

〇議長 (青木悦子)

はい、建設水道課長。

〇建設水道課長 (齋藤正樹)

積極的な周知といたしましてはですね、町としまして、町報やですね、ホームページ、またLINEアカウント、Twitter、それとですね、房日新聞などを活用して周知を図っていきたいと思います。それとですね、またボランティア活動をしている団体とかですね、企業等もありますので、そちら、そういうところにですね、直接お声をかけさせていただくのも一つの方法かと考えております。

〇議長 (青木悦子)

再質問ありますか。はい。東議員。

〇1番(東愛乃)

また、今後海外からの観光客等、国内外からも鋸南町へ訪れる人が増加することが予想されますので、ピクトグラムのような一目で禁止だとわかる、注意看板が必要だと考えますが、いかがですか。

〇議長 (青木悦子)

はい、建設水道課長。

〇建設水道課長 (齋藤正樹)

はい。現在ですね、ポイ捨てが多くされるところにはですね、町の職員がですね、作成した注意看板を設置しているところです。そちらにつきましてはですね、文字だけでの注意喚起となっておりますので、今後はですね、コロナでインバウンドのお客さんとかが減っていたんですけども、今後は増えることも想定されますので、わかりやすいピクトグラムの方をですね、取り入れていけるようにしていきたいと思います。

〇議長 (青木悦子)

はい、再質問ありますか。東議員。

〇1番(東愛乃)

ピクトグラムと合わせて、実際に罰金いくらっていう金額を載せてもらうと、目にする、実際 その現場を目にすることは少ないですが、いくら実際かかるんだってわかるとドキッとして、見 つかったら駄目だからやめておこうっていう抑止力になると思うのでそちらの方も併せてお願い、 ご検討ください。

続きましてゴミ、とりわけタバコのポイ捨ては意外とよく目にします。ですが、なかなかその場で注意するのは難しいです。シチュエーションといたしまして、お祭りの時や、一仕事終え、一服し、排水溝や川へ吸殻をポイッと。吸い終えた火を砂などに押し付け、消し、そのまま放置などを見かけます。情けないことですが、大人が大人へ注意はなかなかできませんし、ついてしまった習慣を治してもらうのも難しいです。

そこで、子どもから大人まで啓発や環境教育をしてはどうでしょう。沖縄のとある小学校では、総合学習で海の豊かさを守ろうをテーマに、子どもたちが海洋ゴミなどの調査、漂着ブイをリユースして看板を作成し設置していました。小中学校でも教室を飛び出した環境教育に取り組み、発表してみてはいかがでしょうか。そうすることで、大人への啓発となると考えますが、いかがですか。

〇議長 (青木悦子)

はい、教育課長。

〇教育課長 (安田隆博)

はい、ありがとうございます。鋸南小学校とですね、鋸南中学校においては、環境教育を通じて、生徒たちの環境意識の醸成そして環境に配慮した行動を身につける学習を行っております。小学校では各学年におきまして、学校周辺での自然学習、そしてリサイクル活動を通じた環境教育の中でのフィールドワークを取り入れております。中学校におきましても、各学年において自然観察、そしてエネルギーの変換、ゴミの分別やリサイクル、エネルギーの使用と節約など、幅広い環境教育に対して同様のフィールドワークを取り入れております。これらの学習は、小中学校を通しまして、生徒の発達段階に合わせ、学習に連続性を持たせつつ、いろいろな教科の中で学習を行い、他の教科とのバランスを考慮しながら進められております。学校側は実体験、そして実践的な活動を通じて、生徒たちの環境意識を醸成するよう努めておりますけれども、時間、授業の時間の中でですね、限られた時間配分となります。他の教育目標との調整につきましては、慎重さが求められているのも事実でございます。議員からご指摘のある通り、机上だけでなく積極的に外に出て実体験を経験させることは、生徒たちがより一層ゴミの問題や環境意識の重要性を理解し、持続可能なまちづくりへの参加の意欲を向上させるものと考えます。主体となる学校側の事情を考慮しながらですね、意見交換を行い、当方も工夫を重ねてまいりたいと考えております。

〇議長 (青木悦子)

再質問ありますか。はい。東議員。

〇1番(東愛乃)

現在、ゴミ拾いのボランティアであったりとか、放課後子ども教室であったりとか、様々な方がいろんな形で環境教育に取り組もうとしています。ですので、町の方も積極的に連携していけたらと思います。どうぞよろしくお願いします。ありがとうございました。

〇議長 (青木悦子)

以上で、東愛乃議員の質問を終了します。

ここで暫時休憩をし、午後1時30分から会議を再開いたします。

…… 休 憩・ 午前11時37分 ………… 再 開・ 午後 1時30分 ……

- ◎一般質問
- ◎6番 笹生 あすか

〇議長 (青木悦子)

それでは休憩を解いて会議を再開します。 次に6番、笹生あすか議員の質問を許します。 はい、6番、笹生あすか議員。

[ベルが鳴る]

〇6番(笹生あすか)

私からは、新型コロナウイルス感染症5類移行後の対応について、高齢期の聞こえの支援についての2件の質問をします。

1件目、新型コロナウイルス感染症5類移行後の対応についてです。新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが5月8日から5類感染症にされました。それに伴い、新型コロナの感染状況を示すデータは、これまでの全数把握から全国5000の医療機関からの報告をもとに公表する定点把握に変わりました。しかし、ウイルスが変化したわけではなく、一つの医療機関当たりの平均の患者数の推移は少しずつ増えており、直近のデータでは、千葉県は都道府県別で4番目に多い6.66人で、定点把握に移行し、発表されているデータからほぼ倍になっています。また、検査費用が自己負担になったことや、仕事を休むことを避けたいなどの理由で検査を希望しない人、症状があっても受診しない人が一定数いるため、実際はもっと多いと考えられるとする専門家の指摘なども報道されています。厚生労働省は比較的低い水準だが、全国的に緩やかな増

加傾向が続いている他、沖縄県では感染が拡大しているとみられ、今後の感染状況を引き続き注視したいとしています。町民の方々から、5類になり、具体的にどのように変わったのか、症状が出た場合など、どうしたらいいのか、感染者がどのぐらいいるかわからず不安などの声が寄せられています。

そこで4点質問します。

1点目、新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことにより、町の対応はどのように変化したか。

2点目、町内もしく安房地域での発熱外来などの受け入れ可能な医療機関はどこか。また、コロナ後遺症の相談ができる窓口、医療機関はどこか。

3点目、入院が必要となった場合、鋸南病院で受け入れてもらえるのか。

4点目、このような情報を町報やホームページでも広報することが必要だと考えるがどうか。 続いて2件目、高齢期の聞こえの支援についてです。過去にも、補聴器購入助成などの支援に ついて取り上げてきました。そのたびに反響がありました。高齢期の聴覚の問題に、加齢性難聴 があります。加齢に伴い、音を感じる部位が障害される感音難聴です。障害を受けると、音の情 報をうまく脳に送ることができず、内耳以外の様々な原因が複数組み合わされて発生すると考え られており、40歳代から始まり、75歳以上では約半数が難聴に悩んでいると言われています。 こうした難聴の影響は、危険の察知や、家族や友人とのコミュニケーションがうまくいかなくな るとともに、社会的に孤立しやすく、認知症やうつ病を発症するリスクを大きくするとも言われ、 社会問題となっています。感音難聴の場合、補聴器の利用で、聞こえを補うことで生活の質を改 善することができます。社会交流を図りながら、住み慣れた地域で自分らしく暮らすために、補 聴器が必要だと考えます。しかし、補聴器は平均価格が15万円以上と高額であり、保険適用が ないため、全額個人負担となっています。年金生活者が多い高齢者にとって負担が大きいため、 経済的負担を軽減することが求められています。加齢に伴う難聴は老化現象の一種なので、誰に でも起こりうることですが、進行を遅らせる、加齢以外の原因、例えば大きな音で音楽を聞かな いなど、耳に優しい生活を心がけるという意味での予防は十分可能と言われています。一度失っ た聴力は戻りません。欧米では補聴器購入に対し、公的補助制度があり、今、全国の自治体で補 聴器購入助成などの支援が広がってきています。町では昨年、高齢期の聞こえの実態把握のため のアンケート調査を実施しました。

そこで3点質問します。

1点目、高齢者の難聴について、調査結果や検討状況など、町の現状はどうか。

2点目、役場など公共施設に、難聴者の聞こえを支援する設備であるヒアリングループ、磁気ループを導入することが必要と考えるかどうか。

3点目、高齢者の補聴器購入への支援が必要だと考えるかどうか。

以上で1回目の質問を終わります。

〇議長 (青木悦子)

笹生あすか議員の質問について、町長から答弁願います。はい、白石治和町長。 〔町長 白石治和 登壇〕

〇町長(白石治和)

笹生あすか議員の一般質問に答弁をいたします。

1件目の、新型コロナウイルス感染症5類に移行後の対応についてお答えをいたします。

ご質問の1点目、新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことにより、町の対応はどのよ うに変化したかについてでございますが、周知の通り、新型コロナウイルス感染症の位置付けは、 これまで新型インフルエンザ等感染症、いわゆる2類相当とされておりましたが、令和5年5月 8日から5類感染症になりました。このことによりまして、法律に基づき、行政が様々な要請、 関与をしていく仕組みから、個人の選択を尊重し、自主的な取り組みをベースにした対応に変わ りました。主な変更ポイントとして、感染状況の把握については、5月の8日から定点医療機関 による感染動向把握に移行となりました。このことにより従来、毎日の新規感染者数等の発表か ら、その後の変更により、患者管理の一環で、居住地や入院状況等を収集をし、週に一度直近7 日間の市町村別状況内訳が公表され、当町でもホームページやLINEを使い、情報提供をして まいりましたが、位置づけ変更後は、医療機関から発生届が提出をされなくなったことにより、 患者の情報が把握できなくなりましたので、県からの資料の提供も終了となりました。なお、5 月の8日以降の感染者の発生状況につきましては、指定された医療機関からの週1回の報告によ り、千葉県感染症情報センターのホームページ、千葉県結核感染症週報で、保健所圏内別で公表 をされております。また感染防止対策については、一律に対応を求めることはせずに、個人や事 業者の判断で、自主的に取り組んでいただくことになりました。県からは、参考となる情報の提 供が行われております。その他医療提供体制は、幅広い医療機関による自律的な通常対応、医療 費については、1割から3割の自己負担が生じ、ワクチン接種については、令和5年度において も引き続き、自己負担なく接種ができることとなりました。さて当町では、コロナ禍におきまし ては、様々な事業の見合わせをしたり縮小等にて対応してまいりました。町民の皆様も、大きな 不安や窮屈な思いで過ごされていたことと推察をしております。 5 類の移行に伴い、見合わせて いた事業の再開、縮小をしていた事業もコロナ禍前の状況に戻すべく対応をしておりますが、全 てを元の状態に戻すということではなく、事業によって形態を変え、様子を見ながらの対応とし ております。また、庁舎等に来庁されるお客様には、マスクの着用は個人のご判断とし、手指消 毒液、検温装置は、来庁者の健康意識向上に寄与できるものと考え、玄関には引き続き設置をす ることとしております。なお、来庁者に対応する窓口職員のマスク着用も任意とさせていただい ており、義務づけはしておりません。

ご質問の2点目の、町内もしくは安房地域での発熱外来などの受け入れ可能な医療機関はどこかについてでありますが、5類移行直前のゴールデンウィーク期間中に多くの人の移動が予想をされ、コロナ陽性者の増加が心配をされておりましたが、全国的に陽性者が爆発的に増えること

もなく、安房地域においてもポツリポツリと陽性者が出るも、症状は軽症の方が多いと各病院関係者から伺っているところでございます。町内の医療機関は現在3つの医療機関でありますが、3医療機関とも外来受け入れの対応をとっております。安房管内でも50医療機関で外来対応の体制をとっておりますので、通常の診療時間の中で、各医療機関の個別の対応により、感染症受付窓口や駐車場待機をしていただく等で受け入れ可能となっております。また、コロナ後遺症の相談ができる窓口、医療機関はどこかについてでございますが、後遺症の相談については、一旦かかりつけ医に相談をしていただき、症状に応じた対応をしていただいているところでありますが、安房地域では、7つの医療機関でコロナ罹患後遺症、コロナ罹患後症状、いわゆる後遺症に悩む方の診察をしております。コロナ罹患後、コロナ罹患後症状に悩む方の診療している医療機関については、県ホームページで医療機関リストが公表されておりますが、まずはかかりつけ医や新型コロナウイルス感染症の診断を受けた医療機関、または、最寄りの保健所へお問い合わせいただくよう案内をされております。

ご質問の3点目の、入院が必要となった場合、鋸南病院で受け入れてもらえるかについてでありますが、5類感染症への移行後、鋸南病院では常時2床のコロナ陽性の入院患者を受け入れる体制をとっております。症状は中等症以下の方を対象としているとのことであります。また、コロナ感染による他の、他の医療機関からの、隔離解除後の患者についても、受け入れる体制を整えており、6床が用意をされているとのことであります。現在のところ陽性者の入院はまだありませんが、感染者が出た際には、十分なゾーニングを実施をし、受け入れをいたします。対応のスタッフは、通常の勤務の中での対応となり、防護服等の感染対策をした上での対応となります。感染症の対応にあたっては、毎月、病院内で衛生委員会を開催をし、院内で統一をした対応ができるよう体制を整えていると伺っております。入院調整も他の疾病と同様に、入院の要否を、医療機関が判断をし、消防機関や医療機関間で調整をすることになっているとのことでございます。

ご質問の4点目、このような情報を町報やホームページでも広報をすることが必要だと考えるがどうかについてでございますが、5類移行後の変更内容については、ニュース等の報道でも度々されているところでありますが、さらに安房地域での医療機関の対応状況等を整理いたしまして、今後、町報、ホームページ等で周知をしてまいります。

2件目の高齢期の聞こえの支援についてお答えをいたします。

ご質問の1点目、高齢者の難聴について、調査結果や検討状況など町の現状はどうかについてでございますが、昨年度実施をいたしました介護保険事業計画策定に当たってのアンケート、鋸南町の高齢者介護に関するアンケート、介護予防日常生活圏域ニーズ調査において、町内の要介護認定を受けていない一般高齢者や介護サービスを利用していない、要介護1、2等の高齢者を対象とした調査の項目の中に、難聴についての設問を2つ設けました。この調査については、配布数が1080に対して、回収数は839、回収率は77.7パーセントで、前回の56.6パーセントを大きく上回る結果となったわけであります。設問の1つ、耳が聞こえにくいと感じることはありますか、に対しての結果は、聞こえにくいと感じている方が46パーセント、そうで

ないと感じている方が53パーセントでございました。しかし、耳が聞こえにくく、外出や会話 が減ったり、人にものを伝えることが億劫になることがありましたか、との結果は、はいが16 パーセント、いいえが81パーセントとなっております。また、外出を控えていますかという設 問に対して、はいと答えた方が34パーセントいらっしゃいますが、はいと答えた中で目、耳の 障害、聞こえの問題などで外出を控えていると回答した方は、289人中22人の8%でございま した。この調査結果を見ますと、はいと答えた方は、いずれも年齢、性別では男女とも75歳以 上が、65歳から74歳よりも上回っておりますので、やはり加齢とともに耳が聞こえにくくな るということがあり、一方でそのことが理由で外出する機会が減ったり、控えている方の割合は 少ないということがわかったところであります。この調査結果から、町としては昨年の6月議会 でも答弁をいたしましたが、年に1回、75歳から79歳の方に基本チェックリストを送付をし、 ハイリスク高齢者を把握をし、社会的に孤立しないよう、引き続き介護予防教室や地域活動への 参加を促し、介護予防に取り組んでまいる所存であります。また、町の総合検診での聴力検査の 導入についても、検討をさせていただきましたが、会場スタイルや時間制限などを勘案をします と、条件的に難しい面があり、正確性も反映をされないため、実態把握は困難であり、やはり耳 鼻科のある病院や設備が整った医療機関で検査をする必要があるという点で、町の総合検診の中 での検査導入はふさわしくないと判断をしているところでございます。

ご質問の2点目の、役場など公共施設に、難聴の聞こえを支援をする設備であるヒアリングループ、磁気ループを導入をすることが必要と考えるがどうかについてでありますが、現在役場本庁の税務住民課の対応といたしましては、役場に入って最初の窓口となりますので、不安と緊張に包まれたお客様に対し、相手よりも先に明るい声で挨拶をするよう心から心がけております。また、ご高齢の方、障害を持った方には、必要に応じて椅子に座っていただき、同じ目線に立ち、ゆっくりはっきりわかりやすい言葉で相手の理解を確認をしながら、接客対応を進めております。同様の対応は、保健福祉総合センターの窓口でも心がけており、お見えになる方のうち、耳が聞こえづらく、意思の疎通が取りにくい方に対しましては、職員が近くに参りまして、対応をさせていただいております。また、聴覚に障害のある方につきましては、筆談等で対応しております。難聴者の聞こえを支援をするヒアリングループの導入といった施設整備については、建物の改修修繕等の必要が生じた場合に合わせてであったり、各施設を所掌する担当課において、利用者のニーズを考慮した上で導入の検討をしていくことになろうかと思います。

ご質問の3点目の、高齢者の補聴器購入への支援が必要だと考えるがどうかについてでございますが、難聴が社会的な孤立に繋がり、認知症やうつ病を進行させていく可能性があるということは、いうこと、そしてまた、難聴は認知症の危険因子の一つであるということは承知をしているところでございます。昨年度、町が行った介護保険事業計画のアンケート調査結果からは、補聴器購入の支援が早急に必要であるという結論には至りませんでした。しかし県内でもわずかではありますが、高齢者補聴器購入費、高齢者補聴器購入費助成事業を実施をされている自治体もありますので、今後近隣自治体の動向なども注視をしてまいりたいと思います。

以上で笹生あすか議員の一般質問に対する答弁といたします。 よろしくお願いします。

〇議長 (青木悦子)

笹生あすか議員、再質問ありますか。はい、笹生議員。

〇6番(笹生あすか)

それでは、1件目の方の、新型コロナウイルス感染症5類移行後の対応についての再質問をします。災害が起こった際の避難所の定員数などの対応に関しては、どうか、変化があったりだとか、どうでしょうか。

〇議長 (青木悦子)

総務企画課長。

〇総務企画課長(石井肇)

避難所の定数という考えはないんですけども、避難所に避難される方は、最大限受け入れるというスタンスでございます。可能な限り、災害や被災者の状況を見ましてですね、可能な限り避難所を開設し、また感染している、あるいは可能性のある方は、別の部屋で過ごしていただくことを考えております。ですので危険が差し迫っている場合にはですね、ためらわず、安全な場所や避難所に、早めに避難をお願いしたいと思っております。ただし人が密集しますと、感染の心配がありますので、これまでと同様に分散避難を心がけていただきたいと思っております。自宅で安全確保が可能であれば、在宅避難や、親戚、知人宅、宿泊施設や一時的に車中泊なども検討をお願いしたいと思っております。

〇議長 (青木悦子)

再質問はありますか。笹生議員。

〇6番(笹生あすか)

避難所の定数、定員数を考えないっておっしゃっていたんですけど、以前、昨年度、一昨年ぐらいのときは、コロナがすごく流行って、もっと今よりもっと早い死者数とかが多かったときに、ちょっと受け入れ人数をちょっと少し減らして対応するっていうことが、答弁の中であったのでお聞きしました。感染対策をしながら受け入れてくれるっていうことがわかると、やっぱり町民の方の安心にも繋がると思いました。今、千葉県の教育委員会は、学校でのマスク着用について、児童生徒が自ら外す選択ができない状況が生じないよう、教職員が率先して外す指導、支援を行い、着用が不要な場面を継続的に伝える取り組みが必要とする通知を、5月19日付けで県立校や市町村教育委員会に発出したとの報道が5月20日ごろにありました。また、学校生活全般において、原則としてマスク着用は不要との考えも明示したと報道にありますが、これに不安を覚えるという声も届いています。鋸南町の教育委員会の対応はどうなっていますか。

〇議長(青木悦子)

はい、教育課長。

〇教育課長 (安田隆博)

はい。議員ご指摘のご通知に関しては、確かに千葉県の方からですね、学校におけるマスク着用の考え方という表題でですね、通知が届いております。この内容につきましては、学校職員に対して、マスクの着用は原則として不要、といたしまして、マスクの着用によってですね、差別や偏見が起こらないように留意するという内容のものでした。現在この通知の内容にならいですね、保育所、幼稚園、小学校、中学校では職員はもとより、子どもたちも、健康状態にですね、不安のある場合を除きまして、マスクの着用は自由とさせていただいております。着用の有無による差別や偏見、それらによるいじめなどがあるとの報告は受けてはおりません。以上です。

〇議長 (青木悦子)

はい、再質問はありますか。はい。笹生議員。

○6番(笹生あすか)

今全国的に、学校円を中心に、コロナだけではなくって、RSウイルスとか風邪症状、胃腸症 状の感染症が拡大して、学級閉鎖している等の問題がありますが、鋸南町ではどうでしょうか。

〇議長 (青木悦子)

教育課長。

〇教育課長 (安田隆博)

はい、ご指摘の県内の学校においてですね、確かにウイルスを原因とする感染胃腸炎の集団発生の事案が確認されているということでですね、これも令和5年の5月19日付で、県より感染予防の注意喚起の通知が届いております。これについては、町内の各学校に対して情報共有を行っております。主に県北のですね、感染児童が多いようです。今現在、町内の各学校においては同感染症が流行っているとの報告は受けてはおりません。しかしながら学校側も、平時における手洗い、うがいの推奨、嘔吐などの探知した場合の消毒処理など事前の適切な対処により、感染症の集団発生の予防に努めておるということでございます。

〇議長 (青木悦子)

再質問ありますか。はい、笹生議員。

〇6番(笹生あすか)

学校、学校保健安全法っていう施行規則の一部を改正する省令っていうものが文科省から各関係機関に出ていて、感染対策をしながら状況に合わせてっていうことをいろいろ進めていると思うんですけれども、学校など公共施設に空気清浄機の設置をしているかと思いますが、現在の稼働状況はどうなっていますか。また、CO2、二酸化炭素濃度測定器は設置しているのでしょうか。

〇議長 (青木悦子)

はい、教育課長。

〇教育課長 (安田隆博)

まず、空気清浄機の稼働状況です。そのときの気候やですね、環境の状況により、稼働状況は

一様ではありませんけれども、花粉の飛散が多い春先、あとインフルエンザや風邪が流行しやすくなる冬、また湿度が高くて、カビやダニの繁殖が気になる今のような梅雨の時期、これらは特に頻繁に稼働しておるというお話でございます。

それと、CO2の濃度測定器についてですけれども、現在小学校に設置してありまして、毎日稼働しておるとのことでございます。一方、中学校においては設置はしておりませんでした。小学校についてはPTAのご協力もあって独自購入をしたと聞いております。小学校の利用方法としては、毎日測定器を稼働しており、適切な換気のタイミングを教えてくれるということで、非常に参考にしているということでございます。中学校は、教室の前のですね、廊下部分がワークルームとして利用できるよう、広いスペースが設けられてございます。十分換気がとれる作りになっておりますけれども、引き続きちょっと学校側と相談いたしまして、必要があれば設置を検討していきたいというふうに考えております。

〇議長 (青木悦子)

はい、再質問ありますか。笹生議員。

○6番(笹生あすか)

はい。皆さんご存知だと思うんですけれども、換気はもう感染症、様々な感染症に対して、換気はとても大事です。コロナウイルス感染症に関しては、たとえ軽症でも感染回数が、抗体がなかなか次の株に合わないとかいろいろあるそうで、感染回数が増えると、後遺症になる確率が上がるというデータもあります。後遺症により、学校に通えなくなる子も少なくないと全国的には聞きますので、子どもたちが安心して学べる環境と、これからの時期暑くなってきて、熱中症対策等も含めて、命を守る、時々に応じた適切な対応を、学校への支援を、町の方もしていただきたいと考えます。中学校だけでなく、幼稚園・保育園にもCO2濃度計を、測定器を置いてもらって、先生も子どもたちも安心して過ごせる環境を作っていただきたいと考えます。

続いて確認ですけれども、あの答弁の中で町内3つの医療機関とありましたが、そこはどこで しょうか。また発熱がある場合などは、あの事前に受診する医療機関に電話連絡等をすることが 必要なのでしょうか。

〇議長 (青木悦子)

はい。保健福祉課長。

〇保健福祉課長(寺本幸弘)

まず、町内の医療機関ですが、鋸南病院、勝山クリニック、鋸南やまだ内科となります。そして受診、受診についてですが、通常の診察の時間帯での受診となりますが、従来通り、受診前に症状等を連絡の上、医療機関ごとに待機場所等の対応が異なりますので、確認していただく必要がある、あろうかと思います。以上です。

〇議長(青木悦子)

はい、再質問ありますか。笹生議員。

〇6番(笹生あすか)

コロナ罹患後に、多くの方が調子がなかなか戻らないと言います。また、あの後遺症で、先ほど子どもの例を出しましたが、大人も特に若い世代でも、後遺症で働けなくなってしまったりだとか、若くても寝たきりになってしまうっていう人も少数ではあると思うんですけれども、いらっしゃいます。後遺症に関しては1割というデータもありますし、まずはかかりつけ医に相談するという答弁ありましたが、安房地域で後遺症に悩む方の診察をしてくれる医療機関は7医療機関との答弁でした。どこの医療機関でしょうか。

〇議長(青木悦子)

はい、保健福祉課長。

〇保健福祉課長(寺本幸弘)

安房地域で後遺症に悩む方の診察をしてくれる医療機関でございますが、館山市の亀田ファミリークリニック館山、北条病院、赤門整形外科内科、田村病院、鴨川市の亀田クリニック、黒野医院、南房総市の青木内科クリニック、この7医療機関が後遺症の診療を公表しております。以上です。

〇議長 (青木悦子)

はい、再質問ありますか。はい、笹生議員。

〇6番(笹生あすか)

はい。かかりつけ医がある方は、そういうかかりつけ医にまず相談してもらって、そこで先生から紹介してもらうなり、その先生に診てもらうなりして、それ以外の方はこうやって7医療機関があるよっていうことを、またやっぱり広報というか、周知していただけたらと思っています。結構ホームページ見るとすごく字がちっちゃくって、なかなかそこに、具合が悪かったり調子が悪いときに、そうやって自分で情報を探しに行くっていうのもすごく大変なことだと思うので、なるべく町も発信して、町民の方が不安にならないような対応をしていただけたらと思います。私からも発信していきます。

続いて2件目の再質問をします。

鋸南町の高齢者介護に関するアンケート、介護予防日常生活圏域ニーズ調査の対象は、65歳以上の方ということでしょうか。また、1080通配布とのことですが、これは調査対象者の何パーセントになるのでしょうか。

〇議長 (青木悦子)

はい。保健福祉課長。

〇保健福祉課長(寺本幸弘)

昨年度行いました、高齢者介護に関するアンケートの関係の対象者ですけども、65歳以上の一般高齢者1004人、それから要支援1と2の方が56人、対象事業者の方が20人、合わせて1080人の方に郵送でアンケートを実施いたしました。抽出をいたしました、令和4年12月の1日時点で、65歳以上の人口が3450人でございましたので、調査を実施させていただ

いた方は、調査対象者の31.3パーセントでございました。以上です。

〇議長(青木悦子)

再質問ありますか。笹生議員。

〇6番(笹生あすか)

以前民生委員さんの会議で、定例会の方で、あの対象の方々、その訪問先の対象の方々の聞こ えについて、簡易的に民生委員さんから聞き取る調査、簡易的な調査を行っていただきました。 そのときにもやっぱり、聞こえにくいって方がいらっしゃるっていう話があったんですけれども、 今後も定期的に聞こえについてお金をかけずにできる調査として、そういった民生委員さんの会 議で調査をして、早期発見、早期治療に繋げることが必要だと考えますが、どうですか。

〇議長 (青木悦子)

保健福祉課長。

〇保健福祉課長(寺本幸弘)

はい。民生委員、児童委員さんの訪問につきましては、基本的に71歳以上のお一人暮らしの方のお宅に伺うことになっております。困り事や相談を受けた際には、町へご報告いただくなどの、町へ繋ぐパイプ役として活動していただいておりますが、昨年の12月1日から新しく委嘱されました民生委員・児童委員さんが26人中19人いらっしゃいますので、委員さんが訪問の際ですね、耳の聞こえや難聴について留意していただくよう、毎月開催される定例会により、お願いしてまいりたいと思っております。以上です。

〇議長 (青木悦子)

再質問ありますか。はい。笹生議員。

〇6番(笹生あすか)

はい。ぜひ、意識として、この人耳聞こえにくいのかなとか、そういうものをみんなで意識して、早め早めにひどくなる前にわかるような体制作り、お金をかけずにできること、ということをまずやっていただけたらと思います。

昨年6月の一般質問でも取り上げましたけれども、あの、聞こえの支援については、世界的にまだまだ遅れていると言われています。3月3日は日本でも耳の日ということで、あのキャンペーンやってますけれども、国際耳の日でもあります。WHOはこの耳の日に合わせて、国際的にもキャンペーンを行っています。最近は、あの騒音性難聴の予防を重視して、聴力は一旦壊れると戻りませんだとか、あまり大きな音で音楽を聞くことをやめましょうって、最近イヤホン流行ってますけれども、ヘッドホンとかイヤホンとか、そういうものを使う方が増えているので、特に若者に向けての啓発も行っています。町報やホームページなどで、聞こえのセルフチェックを載せてもらって啓発するなど、予防にも取り組む必要があると考えますが、どうですか。

〇議長(青木悦子)

保健福祉課長。

〇保健福祉課長(寺本幸弘)

ただいま議員さんがおっしゃいましたように、WHO、世界保健機構では、3月3日を国際耳の日として、毎年テーマを決めて開催しております。2023年は、全ての人に耳と聴力のケアを、というテーマでございました。聴力の衰え、衰えは、早ければ30代から始まると言われておりますが、日常生活で実感するのが困難とのことでございます。WHOで推奨されている質問が6項目ございます。耳と聴力を守る注意点も4項目挙げられておりますので、今後町報やお知らせ版等を通じ、町民の皆様に周知し、予防への取り組みや早期治療の啓発を行ってまいりたいと思っております。以上です。

〇議長 (青木悦子)

再質問。はい、笹生あすか議員。

〇6番(笹生あすか)

やっぱり、高額な補聴器の助成を希望はするんですけれども、まだ緊急性はないという町の判断ですので、でしたらせめて予防とか、お金をかけずにできることをしていただいて、町民の方に広く啓発して、ちょっと耳の調子が悪いなと思ったら耳鼻科に行って検査ができるような、そういう体制作りを町も考えていっていただきたいと思います。

以上で私からの一般質問を終わります。

〇議長 (青木悦子)

以上で笹生あすか議員の質問を終了します。

ここで暫時休憩をし、2時20分に会議を再開いたします。

······· 休 憩· 午後 2時08分 ·········· ······ 再 開· 午後 2時20分 ········

- ◎一般質問
- ◎8番 竹田 和明

〇議長(青木悦子)

休憩を解いて。会議を再開します。 8番、竹田和明議員の質問を許します。 はい、8番、竹田和明議員。

[ベルが鳴る]

〇8番(竹田和明)

はい。私からは3件の質問をいたします。

まず1件目ですけれども、財政状況についてということで、令和5年5月9日に行われた鋸南 町臨時議会において、白石町長の諸般の報告がございましたが、町財政は、長期にわたる財政健 全化の取り組みが実を結び、財政指標の改善と財政調整基金保有高の確保により、なお慎重な財 政運営が必要であるものの、安定した財政状況にあると判断していると述べられております。財 政健全化の取り組みによる成果について具体的に、どのような取り組みを行って、金額的にどれ だけの健全化が図られたのかを質問いたします。

質問の2件目ですけれども、都市交流施設周辺整備事業における収支計画についてということで、都市交流施設周辺整備事業に関しては、令和4年3月定例会で収支計画等の基本的な計画が議会に対して示されていないまま、建設工事費約7億円の予算が議案として提出されていたということで、それは問題ではないかという指摘を私の方からも行いましたが、令和4年11月24日に、この資料が示されて、町側から議会に対して説明が行われたということになりました。

その説明中ですけれども、この説明資料の中に、当該資料は今後の協議内容によって数字が変化していくこともあるので、取り扱いに注意願いたいというふうに注意書きがされていたわけなんですけれども、町民への当該計画の開示はいつ行うことになるのか、についての質問を行います。

質問の3件目ですけれども、旧佐久間小体育館の再整備についてということですが、この佐久間小ですけれども、豪雨による土砂災害からの避難所となっております。ところが、その佐久間小にあるですね、佐久間小の旧体育館につきましては、天井が破損して、降雨により雨漏りが生じる状態になっております。この体育館については、そんな状況ですので、避難所としては機能しておらず、平時であっても耐震基準を満たしておりません。そうなると、利用ができない巨大な空き家として放置されている現状ということになりますが、この体育館についての今後の計画について、以前にも質問しましたが、改めてお聞きしたいと思います。私からは3点です。

〇議長(青木悦子)

それでは、竹田和明議員の質問について、町長から答弁お願いします。はい、白石治和町長。

〇町長(白石治和)

竹田和明議員の一般質問に答弁をいたします。

1件目の財政状況について、お答えをいたします。

ご質問の財政健全化の取り組みによる成果について、具体的に何に取り組み、金額的にどれだけの健全化が図られたか、についてでありますが、町では、平成7年10月に、鋸南町行財政改革推進本部を設置をし、翌年度に鋸南町行財政改革大綱を定めてから、今日まで、厳しい財政状況からの脱却と健全化を図るため、町民の皆様や議会の皆様のご理解とご協力を得ながら、財政健全化に努めてまいりました。具体的には、特別職、一般職人件費の独自の削減、補助金や負担金の見直し、竜島・大六・大帷子地区における町有地の売却、指定管理者制度の活用、有利な起

債や補助金の活用など、様々な行財政改革に取り組んでまいりました。その中でも、私が町長、 町政を担わせていただいた当時、大変憂慮をしていたことは、大きな債務の残高と、毎年度の公 債費の支出額でございました。平成10年度末、債務の残高は約118億円で、公債費は約12 億円、財政調整基金残高は約6000万円と、危機的な財政状況であり、財政を圧迫をしている 債務の減、縮減を最重要課題に掲げ、長期にわたり取り組んでまいりました。特に公債費の決算 額に占める割合は23. 7パーセントで、令和3年度の10パーセントと比較をしますと、2倍 以上と高く、また15パーセントを超えると、危険水域と言われていた起債制限比率が16.6 パーセントに達していたことは、財政再建の必要性が窺い知れる状況でございました。その後、 地方の財政破綻を契機に、平成19年度に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が公布を されました。また、平成20年度から、健全化判断比率の4つの指標と基準が設けられ、早期に 健全化を図る制度を国が制定をし、世間の注目度も高まっておりました。起債の許可を得るため には、実質公債費比率が18パーセント以上の市町村が毎年度比率を引き下げる方策を掲げた、 公債費負担適正化計画の策定が義務づけられており、適正管理を行ってきたところであります。 計画上の方策といたしましては、新規の起債額は、元金償還額以下に抑えること、投資的事業の 先送りと、低利の起債への借り換えや、水道事業会計への繰出金の据え置きなどを実行をしてお りました。効果といたしましては、財政健全化法の指標で、公債費の大きさを、財政規模に対す る割合で示し、財政運営の悪化の度合いを示すと言われる、実質公債費比率が早期健全化基準の 25パーセントに迫った、平成21年度の指標は23.3パーセントでありましたが、令和3年 度では9.7パーセントに減少をしております。これは公債費の金額にしますと、約1億900 0万円削減をしたことによります。したことになります。また、財政規模に対する起債残高等の 割合から、将来財政を圧迫をする可能性の度合いを示す将来負担比率も、平成20年度の最大2 16. 3パーセントから、令和3年度は20. 4パーセントへ大幅に減少し、比率の大きな要素 である起債残高は約10億円の減、将来負担額から差し引かれる財政調整基金残高は約16億円 の増になったところであります。また、財政運営の基本である実質収支について、赤字への転落 が一度もないことも、堅実な財政運営が図られていることを示しております。財政健全化の度合 いを示す、健全化判断比率の4つの指標は、これまでも全て早期健全化基準以下であり、また財 政調整基金残高も確保しており、安定した財政状況であると判断をしております。今後も社会情 勢の変化に敏感に対応しながら、財政運営を行うことが必要であり、慎重かつ着実に、歳入の確 保、歳出の抑制に努めてまいります。また、人口減少や少子高齢化などの現状に鑑み、税収等の 財源の確保、増加をしていく社会保障費への対応、老朽化した施設修繕や長寿命化、新たな住民 ニーズへの対応、デジタル化の推進など、山積する行政課題に対し、最小限の費用をもって最大 限の効果を上げるよう、引き続き財政健全化に努めてまいります。

2件目の、都市交流施設周辺整備事業における収支計画についてお答えをいたします。ご質問の、町民への当該計画の開示はいつ行うのかについてでございますが、都市交流施設周辺整備事業収支計画につきましては、昨年の11月の全員協議会にて、指定管理者が作成をした計画を、

保田小学校の収支計画と併せてお示しをしたところでございます。収支計画は、協議の経過とともに、利潤を追求するため、常に見直しを行っている状況であり、中でも物価上昇や人件費の上昇などが流動的であるため、収支計画が変動すると聞いております。議員ご指摘の、町民への計画の開示につきましては、計画策定をしている指定管理者に確認をしたところ、公表することは妨げないと、回答をいただきましたので、内容を整理をして、速やかに町ホームページ等で公表してまいります。現在稼働中の道の駅保田小学校の運営状況につきましては、令和4年6月にホームページ上で、年間売上等の状況、部門別売上金額、取引業者数等を、平成27年度から令和3年度の実績の推移について、一覧にして公表を行った他、令和3年度の運営実績を、令和4年11月号の町報に掲載をいたしました。令和4年度実績も、5月30日に開催をされた議員全員協議会において、議員の皆様にご報告をさせていただきましたので、準備が整い次第、速やかに町民の皆様に公表をしてまいります。

3件目の、旧佐久間小学校の再整備について、お答えをいたします。ご質問の旧佐久間小学校体育館は、避難所として利用ができないが、今後の計画は、についてでありますが、令和3年度に改訂をいたしました鋸南町地域防災計画では、旧佐久間小学校は緊急指定緊急避難場所として位置づけられ、災害の危険が切迫をした緊急時において、一時的に身の安全を確保するために指定をしております。他にも、屋外で指定をしている場所としましては、岩井袋野球場、竜島の集落センター跡地がございます。また、旧佐久間小学校体育館は、平成28年度に実施をした耐震診断では、耐震改修が必要な施設であるとの結果や、台風災害や老朽化によりまして、令和2年7月に屋根の応急修理を行ったものの、現在では雨漏りもあることから、被災者を収容する避難所としての指定はしておりません。したがいまして、防災計画上ではその他の避難所として、老人福祉センターを利用可能な施設として、位置づけており、以前には避難所として開設をした経緯がございます。

今後の計画につきましては、これまで旧佐久間小学校の利活用について、様々なご意見をいただき、またあらゆる角度から検討を進めてまいりましたが、台風被害による施設の取り壊しや、周囲を取り巻く状況が大きく変化をしたことから、体育館を含めた跡地の利用活用については、改めて地域の要望を伺って進める方針としたところでございます。跡地の利活用の検討に向けた考え方については、町報5月号に掲載をいたしましたが、町民の皆様からのアンケート結果をもとに、町と地域と民間事業者が一緒になって、活用方法を検討してまいります。今年度の取り組みといたしましては、佐久間地区の区長との意見交換と、地元消防団員との懇談会を計画をしております。

以上で、竹田和明議員の一般質問に対する答弁といたします。よろしくお願いします。

〇議長(青木悦子)

竹田和明議員、再質問はありますか。はい。竹田議員。

〇8番(竹田和明)

ただいま答弁いただいて、具体的な数字でですね、説明をいただいたので、この1件目の質問

になりますが、この財政状況についての理解がかなり深まったかなというふうに思いました。この数字、特に健全化判断比率の4つの指標ということで、実質公債費比率であるとか、将来負担比率であるとか、連結実質赤字比率であるとかですね、そういった数字がかなり良化してきているということを確認いたしました。その中で、では、平成20年頃の、言ってみたら最悪期と比べて、起債残高は10億円減っていると。財政調整基金残高は16億円増えているという話がありましたが、そうすると、平成20年の頃と比べてですね、今財政的には、およそですけれども、この起債残高10億円、財政調整基金の16、合わせた26億円が財政的には良化したというか、この債務は減少したというふうに考えていいんでしょうか。

〇議長 (青木悦子)

総務企画課長。

〇総務企画課長(石井肇)

この、10億円のですね、起債残高の減と、財政調整基金残高の16億円増というのは、20年度と令和3年度の比較でございます。財政運営につきましては、健全化がされてるかどうかということは、実質収支、それから健全化法の指標、4指標、あとは財政調整基金残高、この3つをですね、まず重要視しております。ですので、この合計がですね、その財政の健全化を表すというものではありません。

〇議長(青木悦子)

はい再質問。竹田議員。

〇8番(竹田和明)

財政の健全化に、この鋸南町行財政改革推進本部を設置して、鋸南町行財政改革大綱を定めたと。これが平成7年10月、10月ということですが、いろんな取り組みをですね、されてきたと思います。一つは、特別職・一般職職員の人件費の独自削減、それから補助金や負担金の見直し、竜島・大六・大帷子地区における町有地の売却、指定管理者制度の活用、有利な起債や補助金の活用といったことを取り組んで、しかもちゃんとコントロールをしてですね、今に至っているので、だんだんに数字が良くなってきているんだと思います。いろんな取り組みをした中で、竜島・大六・大帷子地区の町有地の売却ということなんですけれども、この売却によってですね、どの程度、町の債務が減らすことができたのか。これは、言ってみたら、町民の財産ですので、債務を、借金を減らすために資産を売却したということだと思いますが、この売却による効果はいくらあったんでしょうか。

〇議長 (青木悦子)

総務企画課長。

〇総務企画課長(石井肇)

町有地の売却につきましては、平成19年度に行いまして、1480万円。それから平成20年度で4917万6000円、合わせまして6397万6000円の効果があったと、一般財源を得たということになります。

〇議長 (青木悦子)

はい。竹田和明議員。

〇8番(竹田和明)

そうするとですね、先ほど、必ずしも平成20年と比べたときには、約26億円ぐらいの効果、 債務の削減があったんではないかという質問をしましたが、この26億円と比べるとですね、今 6300万というのは遥かに小さな数字になりますけれども、いろんな取り組みをする中で、2 0億円を超える、30億近い効果というのは、この中の何を行ったことによって、削減すること ができたのか、そこについて質問します。

〇議長 (青木悦子)

はい。総務企画課長。

〇総務企画課長(石井肇)

行革効果額につきましては、町長が就任して以来、少しまとめてみたんですけども、平成11年度以降、行革と言われることを全て足してみたんですが、12億9700万、平成11年度から令和5年度、令和5年度までとした場合ですね、12億9700万円の、全体で効果があったと思っております。またその中で一番大きなものは人件費の削減でありました。議会の皆様にもご協力いただいておりますけども、議員報酬の削減、それから特別職の給料等の削減、一般職の給料削減等を行ってまいりまして、平成11年度以降、令和5年度までで9億7500万円、の効果があったと思っております。また議員報酬に関しましては、7406万円と、いうことでございます。また、いろいろと各種行革、ここで全て申し上げることはなかなか難しいのですが、特に平成16年度から21年度までに、小泉政権の三位一体改革がありまして、税源移譲によって国庫補助金が減らされて、交付税が減らされるということがあったんですけども、税源移譲する代わりにですね、行革を16年度から21年度までしっかりやりなさいということがありました。そのときに集中改革プラン、行革やりなさいということで、そのときに作ったプランがありまして、そのときかなりですね、集中的に行革を行ったということがございます。

〇議長 (青木悦子)

はい、再質問。竹田議員。

〇8番(竹田和明)

人件費が9億7500万ということで、この大部分、12億9700万の大部分を占めているなと、いうことがよくわかりました。確かに職員の数も当時150を超えたと思うんですが、今会計年度任用職員を除いても100人程度になってますんで、だいぶ人件費が削減されているのかなと思います。特別職は、削減幅は大きいですけど、3人しかおりませんので、そういう意味では効果的にはそれほど大きくないのかもしれませんが、財政的にはかなり良くなってきていると。その上で、現状の財政状況についてなんですけれども、健全化が図られたということですが、どの程度健全化、健全な財政状況になっているか、という質問なんですけれども、特にこの財政指標、先ほど4つの指標が、説明がありましたけれども、県下で見ると、どの指標もですね、残

念ながら、ほとんど下位に近いと。特に財政力指数などというのは、ずっと最下位で、この令和 3年には、また数字が下がってですね、今0.28ですかね。これも県下では一番低い数字です けれども、そういう中で、今の鋸南町の財政状況を、執行部としてはどう見ているのか、そこに ついてお答えをお願いします。

〇議長 (青木悦子)

はい、総務企画課長。

〇総務企画課長(石井肇)

財政状況につきましては、先ほど町長の答弁で申し上げた通りでございます。私どもとしましては、財政健全化のまず重要ポイントというのは、実質収支で赤字を出さない。これは赤字は財政が不健全ということを表しておりまして、また赤字を埋める 起債がないということでございます。それから、実質単年度収支、これ実質収支に財政調整基金を積み立てればプラス、取り崩せばマイナスということで、それが赤字であるならば、貯金を取り崩すことが多いということで赤信号がともっているのかなと思っております。また先ほどから申しております財政健全化法の4つの指標、これについては財政再生基準を上回らないようにということで、再生基準に引っかかってきますと、いろいろと計画を策定してですね、国へ報告したり、公表したり、もっと悪い財政再生計画になりますと、総務大臣に協議をして、災害を除いた起債ができないだとか、自治体が自治体ではなくなるような、予算編成権がなくなってしまうようなこともございますので、そこだけは、必ずどうしてもですね、健全化基準には引っかからないようにということでずっとやってまいりました。以上でございます。

〇議長 (青木悦子)

再質問。竹田議員。

〇8番(竹田和明)

大体、状況はわかりました。私が質問したいのは、先月臨時会の時のですね、町長の諸般の状況報告ということで、報告がありましたが、町の財政はですね、健全化が実を結んできていると。ただ、なお慎重な財政運営が必要であると、いう表現をされておりました。その一方でですね、これ揚げ足を取るわけじゃないんですけれども、特色ある事業を大胆に取り組んでいくという話があって、今のこの町の財政状況は、そういった事業を大胆に取り組む状況にあるのか。それともやっぱり慎重に取り組んでいく必要があるのか。そこが知りたいといいますか、そこはどうなんでしょうか。

〇議長 (青木悦子)

はい。副町長。

〇副町長 (内田正司)

ご質問のですね、慎重にしなきゃいけない。先ほど財政力指数のお話いただきました。その交付税を算定する時にですね、出てくるもので、まず標準財政収入と標準財政需要額っていう、交付税を算定するときに数値があるわけです。それでご承知のことかと思いますけども、交付税は全

国一律に、サービスはですね、極端に差が出ないように、税収に対して不足する財源分を交付税 として、措置されるわけですね。それで残念ながら、もう税収はなかなか、私は役場入った頃か らもうずっと 0.3とかそのぐらいの財政力指数ってのはあります。それで大きな製造業とか、税 収が極端に増えるような、ちょっと財政基盤としては、低いといいますかね、ちょっと脆弱な地 域であることは否めないところであります。その中で、先ほど石井課長の方からありましたけど も、財政運営をしていく中で気をつけなきゃいけないことは、健全化法の4つの指標については 十分注意してやってる。特にその公債費比率等については気をつけてやってきたところでござい ます。それでおっしゃるところの、慎重にというところは、その財政基盤そのものが非常に弱い、 そういう前提の中で、やはりじゃあ何もしないでいいのかということになるわけですね。少子化 の問題ですとか、当然社会保障費とか、需要が出てくるものもあります。その中で、例えば大胆 にというのは、財政の全体の健全化の指数を、推移を見ながら、例えば過疎債ですとか、有利な 起債等を活用して、事業を取り組んでいく。例えば今、町で取り組んでおります、都市交流施設 等はですね、過疎事業債を使って、投資。 7 億とおっしゃいますけど、ただ税収に対してこの金 額は過大じゃないかというようなことは、竹田議員も、以前の議会でも指摘を受けているところ でございますけども、そういうことじゃなくて、一般的な税収に対してということでなくて、標 準財政規模というのは普通交付税と税収とそれらが30億ぐらい、の鋸南町はあります。それは いわゆる町の一般財源という位置づけだと。その30億の中で、公債費、起債を返したり、通常 的に経常的に維持していく費用、それからあとは投資にかかる費用、一般財源分ですね。そうい うことを見ながらバランス取ってやってる。それで健全化は保たれて、なおかつ、財政調整基金 も20億近く積み上がってきたというのは、いうのが現状であります。ですから、注意しなきゃ いけないことを注意しながら、必要なことについては大胆に、ただ必要なものは、有利な起債・ 補助金を使って投資をしていくと、そういう意味なんで、ちょっと一見聞くと矛盾してるように 聞こえるかもしれませんけど、やはり、出るとこ、必要なものは積極的に財政の投資が必要では ないかと、そういうことの表現と思いますので、ご理解いただきたいと思います。

〇議長(青木悦子)

はい、再質問。竹田和明議員。

〇8番(竹田和明)

私もそういうことかなというふうに思って聞いてましたが、財政、標準財政規模は30億だということで、その中でどう財政運用していくかと、運営をしていくかと、いうことだと思います。 1点ですね、最後にこの件で聞きたいのは、町の町有財産ですね、複式簿記にはなっておりませんので、町にどれだけそういった町有財産があるかっていうのはバランスシートがあるわけではないので、わかりませんけれども、あと売却できる資産っていうのは、あとどのぐらいあるのか、その辺はどうなんでしょうか。

〇議長 (青木悦子)

総務企画課長。

〇総務企画課長(石井肇)

行政財産、普通財産ありますけど、普通財産の方が売却できるということになります。ただち ょっと手持ちには資料ありません。それからいろいろご寄付いただいた財産もあります。この中 で、今後行革に関係してまいりますけども、売るのかそれとも貸すのか、いろんなことが考えら れると思いますので、この辺りは今後精査をしてまいりたいと思っております。それから、議員 おっしゃいますように、バランスシート、こちら企業会計ではなくて、現金主義の一般会計でご ざいますので、ただその中で、財務状況把握ヒアリングというのが、令和4年10月に行われま した。これ5年の2月に結果が出たわけなんですが、地方債の貸し手である財務省が、財政融資 の償還確実性を確認する観点から、貸付先の地方公共団体の財務状況、債務償還能力と資金繰り 状況を把握するため、実施したものがございます。これについては、貸し手側の国がですね、ヒ アリングを行いまして、通常、地方公共団体が持ってない資料なんですが、行政キャッシュフロ 一計算書をですね、国が作成しまして、ストック面とフロー面の両面から分析したものがござい ます。これについては、結果としてですね、鋸南町は債務償還能力および資金繰り状況について は、留意すべき状況にはないと、いうことで、貸し手側としても安心であるというようなことを 国は言っております。ちょっと長くなってしまうので省きますけども、これにつきましては、町 のホームページにも公表しておりまして、いろいろといろんなところから見てですね、鋸南町は 大丈夫だということを国からもいただいております。

〇議長 (青木悦子)

再質問。竹田和明議員。

〇8番(竹田和明)

はい。ご説明いただいて、町の状況がそれほど悪くないという状況なんだっていうのが、わかりました。具体的な数字ではよく、把握が完璧にはできてませんが、だけどそういった最低限の 基準をクリアしているということで理解をいたしました。

2件目の質問ですけれども、都市交流施設周辺整備事業ということで、町民への開示については、公表することは妨げないと。これが事業者から、指定管理者から、に確認したところそういう回答だったということですが、この気になるのはですね、この周辺整備事業、かなり大規模な、鋸南町にとってはね、財政規模から言っても、かなり大規模な事業であるわけなんですけれども、この収支計画を初めとした工事計画であるとか、その他の計画、これは指定管理者に全て作成を委託しているということになるんでしょうか。町としての関わりはどの程度なのか、そこを教えてください。

〇議長 (青木悦子)

地域振興課長。

〇地域振興課長(吉田修一)

都市交流施設の運営に関する部分につきましては、当然指定管理者の方から数字をいただかないと、どのような運営管理をしていくかというのがわかりませんので、その部分については、指

定管理者からいただいたものを町の方で精査しまして、対応してる次第でございます。他の建設 工事に関しましては、町の方で予算計上しまして事業を進めている次第でございます。以上でご ざいます。

〇議長 (青木悦子)

再質問。竹田議員。

〇8番(竹田和明)

わかりました。この、公表は妨げないということですから、今手元に示していただいた数字、いろいろですね、今の保田小の営業の実績であるとか、確かに先ほど町長の答弁にありましたように、いろいろ議会に対しても示されておりますし、町民に対しても、概要版ではあると思いますけれども、示されるようになったのは、私もいいことだと思います。その中でですね、町長も、やはり前回の諸般の状況報告の中で、町政の基本は、住民が主人公だということで、町民の皆さんが光り輝く様サポートするのが行政の役目だというようなことを述べられておりますが、やはりですね、この都市交流施設周辺整備事業についても、事業者の意向でですね、この計画が、計画の開示が遅れるというのは、やっぱりちょっと違うんじゃないかなというふうに思っていて、議会に対しても、数字が示されたのが令和4年の11月、これは令和4年10月27日時点で作成されたと。この指定管理者によって作成されたということですけれども、この工事のですね、予算について、約7億円ですけれども、令和4年3月時点ではですね、この予算の議案が提出された3月の段階では、この収支計画が示されていなかったというのは、私は問題じゃないかなと思うんですけれども、それについてはいかがでしょうか。

〇議長 (青木悦子)

はい、総務企画課長。

〇総務企画課長(石井肇)

まず、共立ソリューションズがですね、出しております運営収支につきましては、令和4年11月の段階ではまだ協議中、精査中でありました。その後ですね、指定管理者は道の駅全体の運営収支が少しでも黒字になるように日々検討しておりまして、協議中でありましたので、取り扱いについては、ご注意願いたいと、数字が独り歩きしては困るということでございます。全体の収支計画というのを、議員がどう言われてるのか少し難しいのですが、運営収支は、共立メンテナンスの方で出してきて、あと町長、副町長も四半期ごとに運営実績等の中でも関わってますし、月1回地域振興課の方でも連絡調整会議で、毎月ですね、共立とのですね、協議等も、運営については行っております。事業費についての収支計画というのは、運営収支の分配金を持って建設費用を賄っていくものではありません。周辺整備事業費の財源は、地方債と一般財源を充当するということになりますので、地方債は12年で償還していくと、いうことになります。これについては予算を議決、あるいは決算認定されてきたことで、説明責任は果たしていると考えております。公共事業というのは、ある一つの事業ごとに収支を考えるのではなくて、その事業として、どういう財源を充てていくのか、そういうことをまず考えていく。国県補助金があればそれを活

用する。地方債があれば有利な地方債を活用する。それに足りないですね、一般財源は、貯金である財政調整基金から充当するというのが予算でありますので、歳入歳出全体を見て、判断して、財源を考えて、財政運営を行っていくというのが、こちら側の事業におけるですね、収支計画だと、考えております。ただですね、それについて、予算・決算、議決承認されたといいましても、住民の方がわからないようではいけないことだと思っております。これについては全体事業費が大きくて、そのほとんどが9億円に近い地方債、借金であるということは、今後不安視する町民の方もいると思いますし、12回に分割して返済することなどですね、財政上の制度についても、なかなかご理解いただけない部分もあろうかと思いますので、当初予算後だとか、決算の後にいろいろとわかりやすいような、そういう内容の説明についても、広報についてはちょっと研究をしていきたいなと思っております。

〇議長(青木悦子)

はい、再質問。竹田和明議員。

〇8番(竹田和明)

はい。ぜひ検討はしていただきたいと思います。やはりですね、工事を開始するにあたっては、 いくら公共事業だからといってもですね、やっぱりこの収支計画っていうのが実際どうなってる かっていうのは、事業を実際に進めるにあたって、工事を進めるに当たっては、この収支計画っ ていうのは非常に重要な一つの判断材料だと思います。それにも関わらず、町民への情報公開も なかった、3月の時点でですけど、なかったということと、議会に対してすら、そういった数字 が示されていなかったということは、ここはやっぱり今後ですね、こういった同様の事業を進め るにあたっては、先ほど言われたように、情報公開について、もう少し検討してもらいたい。と いうのは、一般財源は、先ほどの財政状況からするとですね、そんなに余裕があるわけじゃない のに、今回この事業を行うにあたっては、当然一般財源からの支出も、拠出もあるわけで、そう いった巨額の拠出を行うという事業であれば、なおさらですね。この事業の収支計画については、 収支計画だけじゃないですけども、できる限り情報開示して、主役はあくまで町民なんですから、 町民の立場でやっていただきたいと思います。その中で、この収支ですけれども、令和5年から 令和7年度まで、この拡張部分についてはですね、赤字が続くという計画になっております。令 和8年度以降は示されておりませんが、この黒字化するのは、この単独でですね、拡張部分が黒 字化するのは、令和何年度ということで、これ確認されているのかどうかですかね。まずお願い します。

〇議長 (青木悦子)

はい。地域振興課長。

〇地域振興課長(吉田修一)

その点につきましては、都市交流施設自体は、今幼稚園側と、今拡張してる部分ですね、その 部分と、今ある保田小学校の部分、一体として考えておりますので、一体の収支の中で赤字が出 ないようなことを考えております。可能であれば、幼稚園側の方で黒字になるっていうのは議員 さんおっしゃる通りだと思いますが、なかなか収益が出るような施設側じゃないんでございますので、トータルで見て判断していきたいと思っております。また指定管理者制度をとっておりますので、令和7年度以降、また新たな指定管理者になる可能性もございますので、その辺についてはまだ詳細は詰めておりません。以上でございます。

〇議長 (青木悦子)

再質問。竹田和明議員。

〇8番(竹田和明)

やはりね、拡張工事を行うにあたっては、町民の期待としてはですね、この拡張をすることによって、収益がその分増えるんだという、当然の理解があると思います。ところが、合算してプラスになるからいいじゃないかと、それは今まで保田小の方で頑張ってきた成果を、言ってみたらこの拡張部分で食いつぶしてもまだプラスだからいいじゃないかということなんですけれども、やっぱりそれは単独ででもですね、黒字化する計画になっていないと、やはりまずいんじゃないかなと思いますね。やっぱりそういう意見が出てくるのも当然あると思うんですよ、町民からですね。ですからこういった収支計画については、工事を始める前に、町民みんなで議論して、スタートするべきだったんじゃないかなと、いうふうに思いますが、その点はもし答弁なければ構いませんが、何かございましたらお願いします。

〇議長 (青木悦子)

地域振興課長。

〇地域振興課長(吉田修一)

この間、指定管理者との打ち合わせの中でもちょっとございましたが、館山に今度新しい道の 駅ができるようになっております。また富楽里の方にもですね、今リニューアルをしております。 やはり先をですね、そのままの施設ですと、リニューアル、他のところにお客さん取られてしま う部分もあるので、やはり常に新しいことに取り組んでいかないと、なかなか集客が難しい道の 駅になってきてるということで、その辺も含めまして、いい時期にこの周辺整備事業やっていた だいたというようなお話はいただいております。ただそれに甘えることなくですね、やはり集客 をもっと増やして、黒字になるように努力してまいりたいと思います。

〇議長(青木悦子)

はい。再質問。竹田議員。

〇8番(竹田和明)

ぜひそういった形で、町民が主体です、主役ですから、町民への情報開示は事前にお願いした いと思います。

3件目の、佐久間小学校の再整備ということで質問いたしますが、現在この旧佐久間小についてはですね、緊急避難場所に指定されているということなんですけれども、この旧佐久間小の体育館、体育館については避難所ではなく、避難所の指定はしていないというご説明がありました。私の方でちょっと勘違いもしていました。ただですね、この佐久間地区での災害を考えると、大

体その土砂災害なんですよね。台風、台風による土砂災害というのが一番多いと思います。台風 のときは大体雨が降ってますから、雨が降ってる、風雨がある中でですね、避難場所だからといって佐久間小に行ってですね、屋根のある建物はこの体育館しかないわけですよね。体育館しか 屋根がないのに、大雨の中ですね、一時的に身の安全を確保するという、さっき説明でしたけど、一時的にですね、大雨で風が、強い風が吹いている中で避難するとしたら、この体育館しかないじゃないかというふうに思うんですけれども、その点はどうなんでしょうか。なんか矛盾してるように思うんですが。

〇議長 (青木悦子)

はい、総務企画課長。

〇総務企画課長(石井肇)

旧佐久間小は緊急避難場所でありまして、一時的に身の安全を確保するために、動いていただ ける、身を寄せる場所だと思っております。ただ大雨が降っていて、そのままそこのグランドに いるのかということでございますけども、旧佐久間小体育館は耐震性がなくてですね、避難所と は到底指定できないということで、佐久間地区、老人福祉センターございますので、その他の避 難所として、防災計画上は記載しております。ただ、河川が近くにありまして、豪雨の際には危 険な場合もあります。ですので、その辺は状況を見ながら、避難所と指定するのか、指定する場 合は町がですね、どこどこの避難所を指定しましたということで、防災行政無線で必ず皆様に放 送しております。状況を見て、老人福祉センターは使うということと、土砂災害警戒区域からは ですね、あの場所は外れております。ですので、雨が止んだ後、土砂災害警戒情報発令時にはで すね、河川の状況もあるんですけども、そこは避難所所として開設できるのではないかなと、考 えております。また令和2年度にコロナの関係もあったんですけども、各区で所有する集会施設 等を災害時に積極的な活用についてご協力をできないかということで、各区、皆さんにご協力を 依頼しました。そうしたところですね、自主避難所として開設いただけますかということで、1 6地区ですかね、からですね、開設をできますという返事をいただいております。また佐久間地 区全区につきましては、集会場は開設できますということで、ご協力いただけるということにな っておりますので、佐久間地区、大崩、奥山、上佐久間、中佐久間、10のコミセン、公民館、 これについては、災害とかですね、その状況に応じてですね、依頼をしたい、ご協力いただきた いと考えております。

〇議長(青木悦子)

再質問。竹田和明議員。

〇8番(竹田和明)

この旧佐久間小学校についてはですね、今の総合計画でも、これをどうしていくかというのは 当然検討されてますが、課題設定されてますが、この一つ前の総合計画、2011年から202 0年の総合計画、ここでも対応が書かれていて、保田小学校や旧佐久間小学校の跡地の適切な管 理と有効活用に努めますと、いうことでですね、いろいろまたアンケートをやったということで すけれども、アンケートは以前にもやっててですね、何回も繰り返しているんですけれども、やっぱり大切なのは、まず青写真を作るということだと思うんですよね。っていうのは、区長だとか消防団にも意見を聞くということですけれども、何も絵がない中で、どうしますかっていうアンケートであるとかですね、ヒアリングをいくら繰り返しても、それはやっぱり、なかなか物質化しないというかですね、形になっていかないと思うんです。だから大事なのは、もう既にいろんな議論をしてきてですね、いるわけですから、アンケートも取っているわけですから、まずは青写真をですね、作って、それを示した上で、区長なり、ないしは地域住民と議論を、今後していったらいいんじゃないかなと思うんですけれども、その辺の進め方についてはどうでしょうか。

〇議長 (青木悦子)

はい。総務企画課長。

〇総務企画課長(石井肇)

これまでいろいろなことを検討してきたと思います。ただ、元年の台風災害等でですね、町長の答弁にもありましたけども、環境や状況も変わってきたことから、体育館も今の状況で雨漏り等もしているということでございます。青写真も必要かもしれませんけども、まずはですね、アンケートをとって、その地元の考え方について町民の考え方をまず聞いてみた。それから各区長からのご意見をいただいて、いろいろなご意見もございました。祭礼、伝統文化の継承の点から続けていきたいとか、地域に避難所がないため避難所にできる宿泊施設だとか、ドクターへリのランデブーポイントにもなっておりますので使用は必須だということになりますと、いろいろな観点からですね、検討する必要はあるんだろうと。その中には、やはり消防団の人たちなどの若い人たちの考え方も聞いてほしいという要望もありましたので、今年度ですね、消防団の方、それから佐久間の新しくなった区長さんにもですね、6月に予定しておりますが、お話を聞いてみたいと思っております。地元の方のお考えだけではなくて、近隣にはですね、民間活力を導入した事例等もありますし、その中には防災拠点として、あわせて整備しているようなところもございますので、このような民間事業者との活用等も含めてですね、青写真を作る前に、今一度お話を聞きたいなと思っております。

〇議長 (青木悦子)

はい、再質問。竹田議員。

○8番(竹田和明)

鋸南町はですね、毎年200人、人口が減っている町ですね。だから10年経つと2000人減っちゃうわけですよね。そういう状況にある中で、やっぱりスピード感が足りないんじゃないかなと思います。計画を立ててアンケートをして、また計画を立ててアンケートで、この計画というのは10年計画ですから、10年の間に、今7000人の人口かもしれないですけど、また先10年となるとですね、また2000人減ってしまうわけですね。そんな悠長に計画を捉えられては、これはまずいんじゃないかなというふうに思います。令和元年に台風が起きたということですけれども、それからもう既に4年が経っているということなんですね。4年間におよそ8

00人が多分人口が減っていると思うんですけれども、そういう危機的な人口の状況にある中で、 やはり必要なですね、投資は思い切ってやるんだっていう先ほどの説明ありましたけど、財政的 にですね、ある程度余裕ができてきたんであれば、財調の残高も確実に増えてきてるんであれば、 町民の安全安心を守る、こういったですね、避難所であるとか、そういったところへの投資とい うか、改装、改築というのは優先的にですね、スピード感を持って取り組んでいただくべき事業 だと思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

〇議長 (青木悦子)

はい、副町長。

〇副町長(内田正司)

佐久間小の活用については、過去にもですね、その民活というようなことの目線で事業提案等 の公募したようなこともあります。しかしながら、そのときに、旧の、今取り壊してしまいまし たけども、旧の校舎等の活用とか、ちょっと条件がですね、非常に難しかったこともあって、そ ういう民間からのその提案というのはなかったっていうのがあります。それで現実的に今校舎壊 れました。それでアンケートをしてる中で、例えば域学連携等でいろいろ、理想的な、学生さん たちがこんなことはいいんじゃないかというようなことで、ちょっと自分たちで絵を書いてもら ったこともありますけども、現実的にはなかなか商業系の施設ってのは、先ほどいろいろ見立て の問題とかあってなかなか厳しいかなっていうのはあります。それをその中で、やはりその場、 その地域に場というものが必要だと思うんですね。それは、例えば今言ったドクターヘリが発着 できるような場所であるとか、地域のコミュニティのお祭りとかそういうことで活用するとかっ ていうのもあります。それでおっしゃる通り、あそこの体育館はですね、今雨漏りの状態で、非 常に現実的には倉庫として使ってるものがありますけれども、なかなか手が今ついてない状態で すけども、ちょっととりあえず応急的な雨漏り等の修理をさせていただいて、これはいろいろ地 域の意見等もあると思いますけども、町の方としてはそこは一つやっぱり防災避難所、ただその 避難所というだけではちょっとなかなか、多目的にもう少し使えるようなことも踏まえてですね、 あの計画といいますか、ちょっと検討していきたいと思ってます。おっしゃる通りスピード感と いうことももちろんありますけど、また財源的な手当のこともありますので、また町が一方的に といいますか、独断でそういうものを進めるということも、それもまたちょっと地域の意見とか とも大事だと思いますので、ちょっとそういうことも含めた中でですね、できるだけスピード感 を持って対応させていただきたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

〇議長 (青木悦子)

再質問。竹田和明議員。

〇8番(竹田和明)

屋根の改修は積極的に進めてもらえそうなので、ぜひそれは取り組んでもらいたいと思います。 やっぱりですね、令和元年で台風があってですね、言ってみたら体育館は巨大な空き家になって しまっていると。町としては、この空き家対策を進めていくと言っている中でですね、一方で町 の巨大な空き家があそこにあるというのは、これはやっぱり、町のその姿勢としてですね、矛盾があるように思いますので、ぜひですね、スピード感を持って体育館の改修等は行ってもらいたいと思います。

以上で私の質問を終了いたします。

〇議長 (青木悦子)

以上で、竹田和明議員の質問を終了いたします。ここで暫時休憩をします。 3 時 3 0 分まで休憩といたします。

······· 休 憩· 午後 3時20分 ·········· ······· 再 開· 午後 3時30分 ········

◎発議案第1号の上程・説明・質疑、討論・採決

〇議長 (青木悦子)

休憩を解いて会議を再開します。

日程第5、発議案第1号、国における2024年度教育予算拡充に関する意見書案についてを 議題と致します。提出者から趣旨説明を求めます。提出者、9番、大塚昇議員。

〇9番(大塚昇)

はい。

「9番 大塚昇 登壇〕

〇9番(大塚昇)

発議案第1号、趣旨説明。

発議案第1号、「国における2024年度教育予算拡充に関する意見書会議」については、私の他4名の賛成を得ましたので、提出致しました。意見書案の朗読をもって、趣旨説明と致します。 国における2024年度教育予算拡充に関する意見書案。

教育は、憲法、子どもの権利条約の精神にのっとり、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに 教え、育てるという重要な使命を負っている。しかし現在、日本の教育は、いじめ、不登校、少 年による教育犯罪、さらには経済格差から生じる教育格差、子どもの貧困等、様々な深刻な問題 を抱えている。また、各地で地震や豪雨、台風などの大規模災害が立て続けに発生した。災害か らの復興はまだ、厳しい状況の中にあると言わざるを得ない。一方、国際化、高度情報化などの 社会変化に対応した、学校教育の推進や、教育環境の整備促進、様々な教育諸過程に、諸課題に 対応する教職員定数の確保等が急務である。千葉県及び県内各市町村においても、1人1人の個 性を尊重しながら、生きる力と豊かな人間性の育成を目指していく必要がある。そのための様々 な教育施策の展開には、財政状況の厳しい現状を見れば、国からの財政的な支援等の協力が不可 欠である。充実した教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要がある。そこで、以下の項目を中心に、2024年度に向けての予算の充実をしていただきたい。

- 一つ、災害からの教育復興に関わる予算の拡充を十分に図ること。
- 一つ、少人数学級や小学校高学年専科を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定、実現すること。
- 一つ、保護者の教育費負担を軽減するために、義務教育教科書無償制度を堅持すること。
- 一つ、現在の経済状況に鑑み、就学援助や奨学金事業に関わる予算をさらに拡充すること。
- 一つ、子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境条件を整備すること、
- 一つ、安全安心で個別最適な学びを実現する施設環境の整備に向け、バリアフリー化や洋式、多 目的トイレ、空調設備設置等の公立学校施設整備費を充実すること。
- 一つ、Society5.0に向けて、デジタル時代にふさわしい質の高い教育を実現するため、GIGAスクール構想を推進し、学校現場における様々な課題に対応できる環境を整えること、など。

国においては、教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子どもたちに十分な教育を保障することが国民の共通した使命であることを再認識され、国財政が非常に厳しい状況の中ではあるが必要な教育予算を確保することを強く要望する。

以上でありますが、意見書は、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣に提出を予 定しております。

議員各位のご理解とご賛同をお願い致しまして、趣旨説明を終わります。

〇議長 (青木悦子)

はい、説明が終わりましたので、これより、提出者に対する質疑を行います。 質疑はありませんか。12番、鈴木議員。

〇12番(鈴木辰也)

あの、今説明をいただいた、趣旨説明をいただきましたけども、私いただいてるその意見書の 案とちょっと違うんですが、ちょっとそこで内容の確認を今一度していただけませんでしょうか。

〇議長 (青木悦子)

内容の確認、はい。

〇12番(鈴木辰也)

休憩をしていただいても結構ですけども。

〇議長 (青木悦子)

暫時休憩とします。

〇議長 (青木悦子)

休憩を解いて会議を再開致します。ただいまの、ちょっと行き違いがありまして、文書の差し 替えを行います。

はい、暫時休憩をして、議案の方を配布致します。

········ 休 憩· 午後 4時 2分 ·········· ······· 再 開· 午後 4時 4分 ········

〇議長 (青木悦子)

では休憩を解いて、会議を再開致します。

ただいま文書の差し替えを行いました。ただいま議題となっております、発議案第1号の件に つきまして、事務局の方から説明をさせていただきます。

はい、局長。

〇議会事務局長 (加藤芳博)

大変申し訳ございませんでした。あの、議案に、当初議案に、添付致しました意見書案、こちら陳情者からですね、提出いただきましたものの、紙でいただいたものでございます。別に提出用のデータでいただいたものがございまして、それを大塚議員提出者として読んでいただいております。こちらに内容が齟齬がございまして、このような事態になっております。ちょっと質疑は、議案の提出と致しまして、事務局で準備いたしましたけれども、その辺ちょっと不手際がございました。大変申し訳ございません。以上でございます。

〇議長 (青木悦子)

はい。ただいま説明があった通りです。

これよりですね、提出者に対する質疑を行いたいと思います。質疑はありませんか。 [「なし」の声あり]

〇議長 (青木悦子)

はい、それでは質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長 (青木悦子)

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔举手全員〕

〇議長 (青木悦子)

はい。はい。挙手全員。

よって本案は原案の通り可決されました。

◎発議案第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

〇議長 (青木悦子)

日程第6、発議案第2号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書案についてを議題と 致します。

提出者から趣旨説明を求めます。提出者、9番大塚昇議員。

[9番 大塚昇 登壇]

〇9番(大塚昇)

発議案第2号、趣旨説明。

発議案第2号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書案」については、私の他4名の 議員の賛成を得ましたので、提出しました。意見書案の朗読をもって趣旨説明と致します。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書案。

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等と、その水準の維持向上を目指して、子どもたちの経済的地理的な条件や移住地の如何に関わらず無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ、一定水準の教育を確保するという国の責務を果たすものである。政府の主導する三位一体の改革の中で、国家財政の悪化から、同制度を見直し、その負担を地方に転嫁する意図のもとに、義務教育費国庫負担金の減額や制度そのものの廃止も検討された経緯がある。地方財政においても厳しさが増す、増している今、同制度の見直しは、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮される。また、同制度が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生まれることは必至である。よって国においては、21世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と、地方財政の安定を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求める。

以上でありますが、意見書は内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣に提出を予定 しております。

議員各位のご理解とご賛同をお願い致しまして、趣旨説明を終わります。

〇議長(青木悦子)

説明が終わりましたので、これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(青木悦子)

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長 (青木悦子)

はい、討論がないようですので、討論を終了します。 これより採決を行います。原案に賛成の議員の挙手を求めます。 「挙手全員」

〇議長 (青木悦子)

举手全員。

よって本案は原案の通り可決されました。

◎議案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

〇議長 (青木悦子)

日程第7、議案第1号、令和5年度鋸南町一般会計補正予算第1号についてを議題と致します。 総務企画課長より議案の説明を求めます。総務企画課長。

〇総務企画課長(石井肇)

議案第1号、令和5年度鋸南町一般会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。1ページをお願い致します。

今補正予算は、歳入歳出それぞれ2億6255万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞ れ45億6186万5000円とするものでございます。

歳出からご説明致しますので、9ページをお願い致します。

2款総務費、1項3目財産管理費、10節修繕料180万円は、庁舎非常用自家発電設備の燃料配管及び燃料タンク等の分解整備が必要なため、計上する費用でございます。11節、廃棄物処理手数料18万5千円及び樹木伐採等手数料4万円は、都市交流施設臨時駐車場入口の樹木伐採等処分に係る費用であります。12節、警備委託508万2千円は、令和5年10月から職員による庁舎の宿直業務を民間委託するための計上でございます。4目、企画費11節、火災保険料38万5千円は、都市交流施設周辺整備事業により完成した施設につきまして、本年9月から1年分を計上するものでございます。12節、電気工作物保安管理業務委託3万7千円は、指定管理者に引き継ぐまでの2ヶ月分の委託料を計上するものでございます。18節、コミュニティ施設修繕補助金50万円は、行政区の申請状況に鑑み、増額をお願いするものであります。また、その下、一般コミュニティ助成事業助成金250万円は、中原区屋台修繕のための助成金の計上であります。公共交通価格高騰対策支援補助金7万円は、燃料価格高騰の影響を受ける、町内のタクシー事業者に対し支援するものでございます。1事業所に対し、5万円と、車両1台につき5000円を4台分計上するものでございます。財源には新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当致します。次に8目、広報事務費、13節、FAQサイト使用料36万円お

よびチャットボット使用料36万円は、実証実験を踏まえ、7月から本格導入するため計上する ものでございます。

次に3款民生費、1項1目、社会福祉総務費4047万1千円は、電力、ガス、食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、住民税均等割非課税世帯への支援を行うための事業で、1世帯当たり3万円の価格高騰重点支援給付金と事務費を含めた支給経費であります。支給世帯を1300世帯と見込み、予算を計上しております。財源には新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当致します。

続きまして10ページをお願い致します。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費871万2千 円のうち、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業は、242万7千円を計上しております。物 価高騰の影響を特に受ける、低所得の子育て世帯に対し支援するために行うもので、対象世帯の 児童1人当たり5万円を支給致します。支給対象は、令和4年度分の住民税均等割が非課税であ る世帯で、支給対象児童を45人と見込み、予算を計上致しました。内訳は、事務費といたしま して10節、消耗品3千円。11節、郵便料4千円。口座振込手数料5千円。12節、子育て世 帯生活支援特別給付金支援業務委託16万5千円の合計17万7千円を計上しております。また、 18節では、子育て世帯生活支援特別給付金その他世帯分225万円を計上するものでございま す。なお1人親世帯につきましては、県からの支給となりますので、本予算には含んでおりませ ん。また、子どもの成長応援臨時給付金給付事業は610万円を計上しております。物価高騰の 影響を踏まえまして、習い事や体験活動などに係る経費の負担を軽減するため、在学中の高校1 年生を除く、未就学児から高校3年生相当の方に対し、所得制限なく、1人当たり1万円を支給 するものでございます。支給対象者数は561人で、県独自事業の対象は小学1年生から中学3 年生まで。町独自事業の対象は未就学児、および在学中の高校生1年生を除く高校1年生から3 年生相当の年齢の方になります。内訳は事務費としまして10節、消耗品費3万円、11節、郵 便料4万8千円、口座振込手数料6万2千円。12節、子どもの成長応援臨時給付金支援業務委 託35万円の合計449万円を計上しております。また18節では、子どもの成長応援臨時給付 金、県分が328万円。町分が233万円を計上するものでございます。なお高校1年生につき ましては、1人1万円を、公立及び私立学校を通じまして、県が直接支給することとなりますの で、本予算には含んでおりません。町独自分の財源には、新型コロナウイルス感染症対応地方創 生臨時交付金が充当されます。

続きまして11ページをお願い致します。4款衛生費、1項1目保健衛生総務費148万5千円の減額は、会計年度任用職員1名を10月から3月まで、ワクチン接種対策業務に従事させるため、2目予防費に組み替えを行うものであります。

次に2目予防費中、11節、公用車処分手数料を除く、1節から、1節報酬から12節委託料までの合計1791万1千円は、新型コロナウイルスワクチンの接種対策にかかる費用を計上しております。前年度からの繰り越し額では、不足が生ずるため予算を計上致しました。18節個別接種促進協力金560万円は、今年度から町が行う事業でありまして、個別接種を促進するた

め、一定数以上の接種を行う医療機関に対し、協力金を支給するものでございます。 1 接種につき 2 千円の支給を 2 8 0 0 回分計上するものでございます。

次に3目環境衛生費、18節、広域廃棄物処理施設整備事業費負担金30万円は、君津・安房地域の7市1町1組合で、循環型社会形成推進地域計画を新たに策定するための経費を負担するものであります。負担割合は均等割10%、人口割90%で、総事業費の約4.5%相当の額となります。

12ページをお願い致します。4款衛生費、2項1目清掃総務費。18節、鋸南地区環境衛生組合分担金1709万3千円は、堤ケ谷クリーンセンター敷地内の借地部分につきまして、鋸南地区環境衛生組合が用地取得を行うための経費を、南房総市と町で負担するものであります。負担割合は均等割10パーセント、人口割90パーセントで、総事業費の約36.7パーセント相当の額となります。

次に、5款農林水産業費、1項5目畜産業費、18節飼料価格高騰緊急支援金68万5千円は、 輸入飼料の価格高騰により影響を受けている畜産農家に対し、支援金を支給するもので、乳用牛 135頭に1頭当たり5千円、肉用牛5頭に1頭当たり2千円を見込み計上致しました。財源に は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当致します。

また、6款商工費、1項2目商工業振興費中、地域力創造事業は3700万円を計上しております。地域活性化の取り組みに関する民間事業者の知見やノウハウ、及び総務省の外部人材派遣制度による地域力創造アドバイザー1名、地域活性化起業人2名、さらには地域おこし協力隊5名を活用した、まちの課題解決を請け負う民間組織を立ち上げ、官民連携による更なる地域の魅力向上と課題解決を目指すものであります。予算の内訳は、12節、地域おこし協力隊受け入れ業務委託2100万円。地域力創造アドバイザー業務委託560万円。18節、企業人材派遣制度負担金1040万円を計上しております。また、地域商品券発行事業は、4612万7千円を計上しております。物価高騰による家計負担の軽減と、消費の下支えを図るため、町民の皆様全員に1人6千円分の地域商品券を配布するものであります。予算の内訳は、11節、郵便料159万9千円。12節、地域商品券発送通知作成委託32万8千円を、町の事務費として計上しております。また、18節では、地域商品券発行事業補助金を4420万円として、商品券発行数を6950人分の、4170万円と見込み、事務経費250万円と合わせて、町商工会への補助金として計上致しました。財源には新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当致します。

続きまして13ページをお願い致します。7款土木費、1項1目土木総務費、12節、不動産鑑定評価業務委託89万8千円は、勝山橋歩道橋の用地取得のため、不動産鑑定評価業務を委託するものであります。また、18節、住宅取得奨励金5250万円は、平成24年度から実施しております現行制度を見直し、他地域との差別化を図って、移住定住促進と地域経済の活性化に資するため、予算の増額をお願いするものでございます。新制度では、転入者と町内居住者による区別を廃止し、新たに中古住宅の取得を加えます。町に住民登録をして15年以上居住する方

を対象に、一定の要件を満たす場合、新築住宅で最大400万円。中古住宅で最大200万円とし、いずれも補助基本額に加算方式で奨励金額を決定致します。新築住宅の場合は、補助率5分の1を限度に、50歳未満の方は最大で400万円。50歳以上の方は、最大で200万円。中古住宅の場合は、補助率2分の1を限度に、50歳未満の方は最大で200万円。50歳以上の方は最大で100万円と致します。予算は新築住宅14件、中古住宅7件と見込み、計上しました。新制度への移行時期は、令和5年9月1日を予定しております。

次に、9款教育費、1項2目事務局費、17節、スクールバス事故防止安全管理装置67万2 千円は、スクールバス4台に置き去り防止の安全装置を設置し、児童生徒の安全安心を確保する ものであります。次に、2項小学校費、1目、学校管理費、10節、修繕料11万円は、小学校 東側の校庭の一部に発生した陥没箇所の補修を行うものであります。次に12節、ICT支援業 務委託43万9千円は、タブレット端末のシステム設定や授業支援業務について、令和5年8月 で契約が終了することから、支援業務を継続するため、今年度末までの7ヶ月分の業務委託料を 計上するものでございます。3項中学校費、3目外国青年招致事業費、8節旅費、特別旅費50 万円は、英語指導助手ALTが8月から交代するため、現在のALTと新任ALTの出入国時の 旅費を計上するものでございます。

次に14ページをお願い致します。5項社会教育費、2目公民館費、17節図書32万円は、2件の寄附金を充当し、公民館図書を購入するものであります。その下、公民館等備品54万1千円は、昨年度いただきました寄付金50万円を活用するため、空気清浄機3台と加湿機1台を購入するものであります。次に3目民族資料館費、14節資料館シャッター改修工事400万円は、資料館正面玄関の電動シャッターが、経年劣化によりまして、不具合を生じているため、照明器具とあわせて改修するものであります。12節には設計業務委託、47万円を計上しております。6項保健体育費、3目町民体育施設費、10節、修繕料39万円は海洋センターのPAS、電気事故防止用の負荷開閉器改修等とプール用掃除機の修理費用であります。12款諸支出金、1項3目豊かなまちづくり基金費、24節豊かなまちづくり基金積立金405万円は、2件の豊かなまちづくり寄附金を積み立てるものでございます。その下、6目都市交流施設整備基金費1151万1千円は、指定管理者との協定に基づき、施設整備のための基金に積み立てるものであります。

続きまして歳入をご説明致します。7ページをお願い致します。15款国庫支出金、1項2目、衛生費国庫負担金1564万7千円は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金で、歳出にて説明致しました、接種費用に充当するもので、全額が国庫負担であります。2項1目民生費国庫補助金、2節、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金225万円及び同事務費補助金17万5千円は、歳出にて説明致しました事業に充当するもので、補助割合は10分の10であります。その下2目、衛生費国庫補助金、1節新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金786万4千円は、ワクチン接種に係る事務経費及び個別接種促進協力金に充当するもので、補助割合は10分の10であります。その下、5目。総務費国庫補助金、1節新型コロ

ナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金6938万1千円は、歳出にて説明致しました物価高騰対策に係る5事業に充当するものであります。次に16款県支出金、2項2目、民生費県補助金、3節、子どもの成長応援臨時給付金事業費補助金328万円、同事務費補助金28万4千円は、歳出にて説明致しました、県独自事業に充当するもので、補助割合は10分の10であります。その下5目、教育費県補助金、2節、市町村立学校安全特別対策事業費補助金58万7千円は、歳出にて説明致しました、スクールバス事故防止安全管理装置購入に充当するもので、幼稚園送迎経路分49万9千円、小中学校送迎経路分は8万8千円で、補助限度額が、失礼しました、補助上限額が定められております。次に、18款寄附金、1項1目、豊かなまちづくり寄附金405万円は、2件分の寄付額を計上しております。全額を豊かなまちづくり基金に積み立てるものでございます。

8ページをお願い致します。2目教育費寄附金、1節社会教育費寄附金32万円は、2件分の寄付額を計上しております。歳出にて説明致しました、公民館の図書購入費に全額を充当するものでございます。19款繰入金、2項1目財政調整基金繰入金、1億3751万5千円は、歳出に対する不足額に充当するため、基金を取り崩すものであります。今補正後の基金残高は、17億932万6千円となる見込みでございます。21款諸収入、3項5目雑入、1節雑入中、一般コミュニティ助成事業助成金250万円は、歳出にて説明致しました、中原区屋台修繕に係る助成金で、一般財団法人自治総合センターが助成するものであります。その下、都市交流施設整備積立金1151万1千円は、指定管理者との年度協定に基づき、収益金の10分の4を、その下の収益分配金575万5千円は、同じく収益金の10分の2を、指定管理者から収入しようとするもので、積立金につきましては、全額を都市交流施設整備基金に積み立てるものでございます。以上で歳入歳出予算の説明を終わります。

なお、15ページからは、給与費明細書を添付しておりますので、ご参照願います。以上で、 議案第1号の説明を終わります。よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

〇議長(青木悦子)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。 はい、竹田議員。

〇8番(竹田和明)

はい。ええとですね、13ページ、第7款の。

〇議長 (青木悦子)

何件ですか。

〇8番(竹田和明)

1件です、はい。第7款の土木費のうちの住宅取得奨励金ですが、5250万ということで、かなり大きなですね、金額、事業になっております。これは一般財源を使うというもので、国や県からの財源を使うというものではなくて、町独自の財源を使うということなんですが、現行のですね、制度、これ予算が750万ということで、これを6千万まで大幅に増額するという内容

になっているわけですが、どうもですね、この事業目的とこの制度が、本当にその手段としてですね、適正なのか、私はどうもよくわからないんですけれども、新しい制度ではですね、先ほど説明ありましたけれども、今まで転入者と町内居住者ということで分けていた、この区分をなくして、誰でもいいと。それとですね、配偶者加算であるとか、子育て加算、それから町内建設業者により建設したかどうかで、この差を設けていると。かなり大きな差なんですね。で、最大ですね、新築住宅であれば、400万まで、この奨励金がもらえるということですが、今までの制度は転入者でですね、最大100万円まで。100万円だったのが400万まで拡大するということなんです。これがですね、本当に町民が望んでいる制度なのか、要するに今6千万のお金っていうのは、町税の約1割にあたるわけですね。町税の1割の予算をかけて、対象になる人がですね、町の試算では21人しか受けられないと。21人の人にですね、これだけの、6千万もお金をかけることが事業目的に本当にかなっているのかどうか、ここを質問したいと思います。

〇議長 (青木悦子)

はい、建設水道課長。

○建設水道課長(齋藤正樹)

今回の、こちらの制度なんですけども、町の方、人口減少が著しいところでありまして、よそから転入者を呼ぶこと、またですね、鋸南町で育ってきた方がですね、社会人となって、職場が近くになくて、君津地域、木更津地域、そういったところを選択することが多いと思います。そういったときにですね、職場に近いということで君津地域、木更津地域に住宅を取得してしまう。そうすると町内の人口が減ります。そういった方達をですね、町内にとどまっていただくためにですね、こういった制度を設けてですね、転入者のみならず、町内の、いる方もですね、そういう制度を設けまして、町内で留まってもらって、また新たな家庭を築いて、人口のですね、減少を止めるようなことで、制度の方を利用していただければということで、こういうことを考えております。

〇議長 (青木悦子)

はい、竹田議員。

〇8番(竹田和明)

転入者を、転入を増やしてですね、定住者を増やすと、それが事業目的になっていますけれども、この6千万円の対象になるのは21人しかいないわけですね。だけど、さっきの一般質問でも話しましたけど、毎年200人がですね、人口が減っている。町外にですね、出て行かれる方も相当数いてですね。移住してきたけれども、やっぱり出て行くっていう人もかなり多いんですね。そんな中で、この限られた21人にだけ、町税の10%もですね、奨励金として渡してしまうことが、本当に町民が望んでいるこの制度なのかというところをですね、もう一度考えたいと思うんですけれども、本当にですね、この配偶者加算だとか、子育て加算、それからこの建設業者による50万円のプラスになってますけれども、そういう、その加算が必要なのか。というのは、町としてはですね、別に配偶者がいる人に来てもらうか、子どもがいる人に来てもらうか、

そこは必ずしもですね、独身の人でもいいんですね。若い人に来てもらって、移住を促進していけばいいわけで、そういった目的からするとですね、この制度が本当に適正なのか、よくわからないところが結構あります。うん。だから、そこの説明がですね、もう少しされないと、このまま、本当にそんな6千万円もお金をですね、かけてしまっていいのか。当然、申請には期限がありますから、それまでに申請するとしてもですね、9月に制度を始めて、新しい新築住宅を建てられる人というのは、多分そこから計画したんじゃ無理だと思うんですね。だから本当に移住促進になるかっていうとそうじゃなくて、今もう建設を始めてる人が、たまたまこの制度を適用できるようになると。だから結果的にラッキーだっていう人が、6千万円を21人に分け、分配して、受け取って、本当に移住をしようと考えてる人にお金が行かないんじゃないかというふうに思うんですけど、その辺補足してもらえますか。

〇議長(青木悦子)

はい、建設水道課長。

〇建設水道課長 (齋藤正樹)

はい。今回のですね、この拡充の制度につきましては、今年度の9月1日から拡充をして、令和7年度までの期間を、この今回の拡充の制度で実施しようとするものです。この期間、今回ですね、この9月以降に、制度の、まず申請をしていただいた方はですね、そちらの方で認定をされますと、この7年度末までに補助金の方の申請をしていただければできると。対象になりますので、今後、9月以降にですね、契約をしていただければ、十分期間は設けていられると思います。はい、以上です。

〇議長 (青木悦子)

竹田議員。

〇8番(竹田和明)

はい。ちょっと説明が足りないと思うんですけど、この加算をする必要があるのかどうかということ。それとその期間についても、21人限定であれば、申請の数が多ければですね、予算がいっぱいになった時点で打ち止めになる、ということでしょうから、いくら7年度まで、あの申請期間があったとしても、予算が消化されてしまえば、そこで終わりなわけですよね。そうすると、特定の限られた人だけが受けられる制度なんじゃないですか。

〇議長(青木悦子)

はい、建設水道課長。

〇建設水道課長 (齋藤正樹)

まずこちらはですね、この今回だけの予算ではなくてですね、希望者が多い場合にはですね、 補正の方を取らせていただくようなことになろうかと思います。また、6年度、7年度で予算組 みの方はさせていただくこととなります。あとですね、加算方式につきましてはですね、今日東 議員から質問、一般質問がありました。子育て世帯のですね、に対する政策としてのですね、鋸 南町の方でも、結構な施策をしております。そういった方がですね、選んでいただけるような制 度としてですね、こういう、入ってきていただければ、人口の増にも繋がります。また今後の増 も見込めることからですね、配偶者の加算また子育て世帯、で、あと町内業者のですね、加算に つきましては、町内の建築業者でですね、建てていただくことで、そういった方々がですね、仕 事が増えるということで、こういった加算制度の方を設けさせていただきました。

〇議長(青木悦子)

はい。他に質疑はございますか。

〇12番(鈴木辰也)

はい。議長、12番。

〇議長 (青木悦子)

はい、12番、鈴木議員。

〇12番(鈴木辰也)

2件質問致します。

1件目は9ページ、2款総務費、1項総務管理費、3目、12節委託料、警備委託508万2 千円。これについては従来、職員が行っていた業務を民間委託するという説明がありました。この民間委託する場合に、今まで職員の皆さんがやっていた業務を全て委託してやっていただくかどうか。その業務内容について説明をお願いします。

2点目は13ページ。やはり7目土木費の1目18節負担金、住宅取得奨励金。今竹田議員の方も質問にありましたが、補助対象の住宅の要件として、説明がありました。これについては、もう少しですね、しっかりと要件として詰めていただきたいなというところが、私は思いまして、この中古住宅についても、建物の方の要件、あるんですが、あとは外構の方の、今ブロック塀の、危険なブロック塀についても問題になっておりますんで、そういった外構についてもですね、危ない建物があった場合に、そこに本当に補助、補助金を出して取得してもらって、それをちゃんと直していただくということであればね、また別かもしれませんけども、その要件について、こちらには先日説明があった中には入っておりませんでした。また新築住宅についても、建設工事の完了の日から起算して1年以内と。そうすると、1年以内っていうのが、この9月1日を基準として、1年以内。どのような基準日になるのか、そういった点をお伺いしたいと思います。

〇議長(青木悦子)

はい。1件目。業務について。はい、総務企画課長。

〇総務企画課長(石井肇)

9ページの警備委託について、お答え致します。宿直業務につきましては、警備員さんが、警備員が、午後5時15分から翌朝の8時30分まで、主な業務につきましては、職員の出退管理、それから来庁者への対応、それから電話の応対、あとは火災時のサイレンの吹鳴、放送ですね。になると思っております。

〇議長(青木悦子)

よろしい。もう1件。はい。13ページのブロックについて。

〇建設水道課長 (齋藤正樹)

対象にですね、外構等を含めるかということなんですけども、今回はですね、今新築の制度も建物本体でありますので、中古の方もですね、建物本体を対象とさせていただきます。なおですね、危険なブロックですか、そういったものがあるということはですね、改善の方のことをお願いするような形で考えております。また、今回の拡充制度につきましてはですね、該当とするのがですね、工事請負契約と、または売買契約のですね、日付がですね、この施行日以降、9月1日以降にですね、結ばれたものが、新しい制度の方の対象となります。それ以前に結ばれたものにつきましてはですね、従来制度、新築のみの、従来制度の方の適用というふうに考えております。工事完了の日から起算して1年以内というものはですね、その通り、建物が完成して登記された日から1年以内に、のものが、1年以内のものが新築というふうに判断させていただきます。

〇議長(青木悦子)

はい。鈴木議員。

〇12番(鈴木辰也)

警備委託の方については、一番の懸念しているところは、やはり有事の際、災害が発災した時に、警備の委託している人たちが、常に1人の人が来るとは限らないで、いろんな人が毎日変わり、変わり番ずつ来る可能性があります。それで火事とか、台風は事前にわかるんで、職員の皆さんも、役場の方には集まってくると思いますが、地震とか、そういう自然災害、また火事のときにですね、サイレンを鳴らすといっても、職員の人でも、めったにそういう火災の発災がない、なければ、新人さんもやはり間違ってボタンを押すというようなことも考えられ、ありました、以前。ですから、業務をしっかりと行っていただくためにね、業務委託をするときに、町として、その業者が決まった時に、どのような業者に対してね、業務の指導をするのか、その点について、お伺いしたいと思います。

また、住宅取得奨励金の方については、外構については、全て建物本体でやるということですが、外構については、やはり建物のやっぱり一部ですから、やはりここに要件に入れないにしても、申請を審査するときにはしっかりと見ていただいて、それが、もし、奨励金を使うとなれば、きちんと修繕をいついつまでにしてくださいとか、町の方からぜひ指導をね、していただきたい、そういうふうに思います。

〇議長(青木悦子)

はい。総務企画課長。

〇総務企画課長 (石井肇)

警備業務につきましては、今現在、他の自治体での受注実績のある業者を検討しております。 それにつきましてはいろいろと、宿直業務につきましてほぼ同じ内容でございますので、ノウハウがあるのだろうと思っております。議員ご心配されるように、有事の際、火災時にはサイレンを鳴らして、場所等について放送するということ、それは確実にやっていただけるようにですね、当然打ち合わせしたりですね、していきたいと思っておりますし、あとはいろいろと住民の方か らの問い合わせ等にもですね、対応できるように致しますが、特に緊急の事態等につきましては、 私ども職員もすぐ出てくるような、体制をとっていきたいと思っておりますので、住民サービス が低下しないようにですね、いろいろと考えて、よく業者と打ち合わせしながら進めていきたい と思っております。

〇議長 (青木悦子)

こちらの、はい。はい。建設水道課長。

〇建設水道課長 (齋藤正樹)

今、鈴木議員の方からありました通りですね、申請があった際にはですね、きちんと現地の方確認した中でですね、そういった危険性とかをですね、確認して、そういった指導の方はさせていただきたいと思います。

〇議長(青木悦子)

3回目です。はい。鈴木議員。

〇12番(鈴木辰也)

警備委託の方はね、会社の方はノウハウは持ってると思うんですけども、派遣されている人に対して、その会社がしっかりとそのノウハウを実行できるような指導をしてもらうように、町からもしっかりと、業者の、業者が決まれば、しっかりと指導していただけるようにね、町からは言っていただいて、一番本当に何度も言いますけど、一番心配なのは、そういう何か、自然災害とか火事とか、そういった時にこそ、しっかりと業務を遂行していただけるように、その事業者の方に言っていただければと思います。終わります。

〇議長 (青木悦子)

他に質疑はございますか。 はい、6番、笹生あすか議員。

〇6番(笹生あすか)

私の方からは、すいません、9ページ、18節、公共交通価格高騰対策支援補助金について、 7万円についてですが、これは町内のタクシー事業所1ヶ所への支援ということで、とてもいい ことだと思うんですが、町内では自費で送迎支援をする介護事業所とか、あと社協の福祉有償車 両とか、そういうものもあるので、そちらへの支援も私は必要だと考えるのですが、どうでしょ うか。すいません2件です、質問。はい。今のが1件目です。はい。

続いて2件目が、10ページの18節、子どもの成長応援臨時給付金の中で、県は高校1年生には学校を通して1万円支給するということなんですが、町独自では高2、高3の在学していない子どもにも、その年齢相当には、あの町独自で1万円支給するという説明をこの間受けたんですが、高校に行かない高校1年生の年齢の子がいる可能性もあるので、その子はその1万円の支給はないということなのでしょうか、という質問です。以上です。

〇議長(青木悦子)

はい、総務企画課長。

〇総務企画課長(石井肇)

公共交通の価格高騰対策補助金につきましてですけども、これにつきまして。

〇議長 (青木悦子)

総務企画課長、すいません。ちょっとストップさせて下さい。いいですか。

本日の本会議は時間延長が見込まれます。ここで会議規則第9条第2項の規定により、本日の 会議時間の延長を皆さんにお願いしたいと思います。日程第8、報告第1号まで消化していただ きたいと思いますが、これにご異議はないでしょうか、ありませんでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長 (青木悦子)

はい、ありがとうございます。すいません、総務企画課長。

〇総務企画課長(石井肇)

はい。9ページの公共交通価格高騰対策支援補助金につきまして、7万円ですけども、これに つきまして、議員おっしゃる介護事業所、福祉有償運送につきましては、今のところ行う予定は ございません。

〇議長 (青木悦子)

はい、保健福祉課長。

〇保健福祉課長(寺本幸弘)

子どもの成長応援臨時給付金の町独自分の関係ですけども、先ほど補正予算の中で、説明の中で、総務企画課長の説明の中で、話がありましたけども、物価高騰の影響を踏まえ、習い事や体験活動などに係る経費の負担を軽減するため、在学中の高校1年生を除く未就学児から高校3年生相当の方に対し、1万円を支給するということで、そのうち小学1年生から中学3年生までは、県独自の事業の対象ということで、なります。高校1年生の在学の方につきましては、公立及び私立学校を通じて、県が直接支給する、致します。高校1年生相当の方で、学校に在学されてない方につきましても、町独自で、その分はカバーするつもりでおりまして、その方について、どなたが在学してないというのはちょっと把握はできませんものですから、広報等を通じて、そういう方については申請をしていただいて、支給の方をしていきたいというふうに考えております。以上です。

〇議長 (青木悦子)

はい。笹生あすか議員。

〇6番(笹生あすか)

最初の公共交通の方なんですけれども、どこも今大変な状況、事業所、大変な状況だと思うんですけど、近隣市でも介護事業所のそういう燃料費、車の燃料費の支援をしているところもあるので、ぜひ町も検討していただきたいと思います。

あと、その2つ目の、その高校1年生相当の場合も、町独自でカバーしてもらえるということなので、ぜひ私も協力しますけれども、周知の協力をしますけれども、しっかり広報していただ

いて、同じ年齢の子の中で差が出ないような、対応をしていただきたいと思います。以上です。

〇議長 (青木悦子)

はい。他に質疑はございますか。

〇議長 (青木悦子)

はい、質疑がないようですので、質疑を終了します。 これより討論を行います。討論はありませんか。

〇8番(竹田和明)

はい、反対討論。

〇議長(青木悦子)

はい。はい、8番、竹田和明議員。

〇8番(竹田和明)

はい。

[8番 竹田和明 登壇]

〇8番(竹田和明)

私からは、反対討論を行います。

この補正予算に関してですね。基本的には賛成なんですけれども、先ほど質問しました、土木 費の中のこの住宅取得奨励金、これについてはですね、反対なので、その討論を行います。

まずこの6千万円というですね、規模に拡大するということなんですが、現状のですね、制度 が予算規模で750万円。これを6千万まで拡大するということですけれども、まずこの財源が ですね一般財源だということですね。一般財源を使って6千万円ということですけれども、対象 になるのは21人しかいないと。21人というか、21件ですね。しかないということです。ま た、予算が足りなくなったらまた補正でっていうことですけれども、これはちょっと大盤振る舞 いすぎるというか、先ほど町長の方からですね、その、大胆に、先ほどっていうか、先月の臨時 会では、大胆に事業を行っていくということですが、一方で慎重な財政運営も必要だということ なんですが、もうちょっとここは慎重にですね、制度の設計ももう一度見直して、やるべきじゃ ないかなと思います。制度の目的がですね、新制度の目的、あんまり従来の目的とは変わってな いんですけれども、町内に定住の意思を持って新築住宅の建設、または購入および住宅、中古住 宅の購入をした者に対し奨励金を交付することにより、人口減少に歯止めをかけ、定住促進およ び地域経済の活性化を図るという目的になってますけれども、わずか21人にだけですね、6千 万円を分配して、毎年200人人口が減っている中で、本当に町へのですね、移住者を増やして いけるのか、多分ほとんど効果がないんじゃないかなと私は思います。それと、この町政を行う 上でですね、私は大事なことだと思っているのは、この町政のメリットを、町民にですね、均等 に分配すると、いうことが大事だと思います。特定のですね、人ばかりに偏った町政というのは、 やっぱり基本とかけ離れていて、町政の基本はあくまで町民に均等に政治のメリットを分配する と。以前田中角栄元総理が言われてた言葉ですけど。何かこれは全体へのメリットというよりも、

目に見えない形で、特に中古住宅にですね、この奨励金を払ったとしても、新しい家が建つわけでもなくて、町民からすると、何にも変化がないのに、町のお金がですね、6千万円分配されてしまったという形になるんではないかということでですね、そういったことを本当に町民が望んでいるかっていうと、私はそうではないと思いますので、本件については反対を致します。

〇議長 (青木悦子)

今、反対討論がありましたけれども、賛成討論はありますか。 はい。3番、中村議員。

〇3番(中村基)

はい。

〔3番 中村基 登壇〕

〇3番(中村基)

はい。賛成討論です。

今、住宅取得金の400万、従来100万から400万、大幅にアップするわけですが、試算してみますと、2500万の新規住宅を取得して、家族3人ということで町のホームページの住民税も使って、やってみました。その結果、約20年で400万が回収できるということが、自分の中で確認できました。また、町の、新規に呼び入れることももちろん大切ですが、町から、出さない。転居させない。言い方悪いですけれども。そういうことの施策にも、一つ繋がるということ。そしてまたこの話、私の友達等にしてみますと、仮にこういうことがあったらどうだっていうことが、聞いてみました。そうしますと、400万という金額は、2500万の住宅に対して非常に大きな支援になってくるわけですね。非常に大きな魅力を感じるということが、たくさんの人からありました。一方、この財源、確かに今年度は、一般財源から充当をせざるを得ませんが、先ほど来、町の財政の改善のお話がありました。5600万、何とか今年度はそれで持ちこたえて、持ちこたえるという言い方は、あれかもしれませんが、十分対応できる額だと。しかも、来年度からは、その分をですね、頑張っていただいて、地方債等使っていただいて、交付金等で返ってくるような形でやっていければ、今年度の5600万がずっとこのまま継続するというわけではないので、起爆剤となるというふうに考えますので、私は賛成致します。以上です。

〇議長 (青木悦子)

他に討論はございますか。

〇議長 (青木悦子)

はい。討論がないようですので、討論を終了します。 これより採決を行います。原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〇議長 (青木悦子)

[挙手多数]

はい。挙手多数。

よって本案は原案の通り可決されました。

◎報告第1号の上程・説明・質疑

〇議長 (青木悦子)

日程第8、報告第1号、令和4年度鋸南町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてを議題 と致します。

総務企画課長より報告を求めます。はい、総務企画課長。

〔総務企画課長 石井肇 登壇〕

〇総務企画課長(石井肇)

報告第1号、令和4年度鋸南町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について、ご説明を致します。

年度内での完了が見込めない事業について、令和4年度中に繰越明許費の設定について、可決いただきましたが、この度、繰越計算書を調製致しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして、報告をさせていただくものでございます。

めくっていただきまして、令和4年度鋸南町繰越明許費繰越計算書をお願い致します。令和5年度へ繰越した事業は、庁舎空調機器改修事業など10事業であります。事業名の隣に金額とありますのは、令和4年度中に設定を致しました繰越明許費の金額であります。合計で4億4135万5千円でございます。その隣、翌年度繰越額は、実際に令和5年度に繰り越しした額でありまして、合計で4億3182万3442円となっております。繰り越しした個別事業につきましては、記載の内容をご確認願います。

以上で報告第1号の説明を終わります。

〇議長 (青木悦子)

報告が終わりました。

報告事項ではありますが、確認したい点等ございますか。

[「なし」の声あり]

〇議長 (青木悦子)

はい、それではないようですので、以上で報告第1号を終了します。

改めまして、失礼しました。

追加議案がありますので、暫時休憩をし、議案を配布いたします。自席でお待ちください。

······· 休 憩· 午後 5時10分 ·······

······· 再 開· 午後 5時11分 ·······

令和5年第3回鋸南町議会定例会議事日程〔第1号の追加1〕

令和5年6月13日

追加日程第1 発議案第3号 議会広報特別委員会の設置について

追加日程第2 発議案第4号 議会改革等検討特別委員会の設置について

◎追加日程の決定

〇議長 (青木悦子)

休憩を解いて会議を再開致します。

ただいま休憩中に、追加議事日程及び追加議案の提出がなされましたので、お手元に配付致しました。

議案の配付漏れはありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長 (青木悦子)

はい、配付漏れなしと認めます。

〇議長 (青木悦子)

ただいま提出されました発議案第3号、発議案第4号を日程に追加し、議題とすることにご異議はありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長 (青木悦子)

はい、ご異議なしと認めます。

よって、発議案第3号、発議案第4号を日程に追加することに決定致しました。

〇議長 (青木悦子)

改めて、会議規則第9条第2項の規定により、本日の会議時間の延長を皆さんにお願いしたい と思います。追加日程第1、発議案第3号及び追加日程第2、発議案第4号まで消化していただ きたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◎発議案第3号の上程・説明・質疑・討論・採決

〇議長 (青木悦子)

ただいま提出されました発議案第3号、発議案第4号を日程に追加し、議題とすることに、終わりましたね。失礼致しました。

それでは、追加日程第1、発議案第3号、議会広報特別委員会の設置についてを議題と致します。

職員をして、議案の朗読を致させます。加藤芳博議会事務局長。はい。

〇議会事務局長(加藤芳博)

発議案第3号、議会広報特別委員会の設置について。

上記の議案を別紙の通り、鋸南町議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和5年6月13日提出。提出者、鋸南町議会議員、鈴木辰也。賛成者、鋸南町議会議員、中村基。同、柴本健二。同、笹生あすか。同、早川正也。同、大塚昇。

鋸南町議会議長、青木悦子様。

議会広報特別委員会の設置について。鋸南町議会議員、失礼しました。鋸南町議会委員会条例 第4条第1項の規定により、議会広報特別委員会の設置を求める発議を致します。

付記の1、審査事項、議会広報編集に関する事項。2、審査期間、設置後、審査終了まで閉会中も継続審査する。3、定数5名。

以上でございます。

〇議長 (青木悦子)

はい、それでは提出者、鈴木辰也議員より、趣旨説明を求めます。 はい、12番、鈴木辰也議員。

[12番 鈴木辰也 登壇]

〇12番(鈴木辰也)

発議案第3号、議会広報特別委員会の設置については、私の他5名の議会運営委員の賛成を得て、提案したものでありますが、提案の趣旨を申し上げます。

議会広報としての議会だよりは、平成元年第1号が発行され、以来、現在まで147号が発行されています。町民の皆様にとっても、議会における審議内容を知る手段として、親しまれてきたものと理解しております。平成13年からは、議会広報特別委員会が設置され、歴代の委員諸氏は、議会だよりの編集に研鑽努力を重ね、町民の皆様に、いかに読みやすく、わかりやすい議会だよりを提供するかということに腐心されてきました。議会での決議、意見、活動、実績等、それらをお知らせすることは、議会の責務であると考えます。従って、今後とも、開かれた議会を目指す上でも、議会広報特別委員会を設置すべきとの提案をするものであります。

なお、特別委員会の内容については、5名の委員により構成され、広報に関する事項をつかさ どることとし、期間は設置後、審査終了までとし、更に速報性の観点から、閉会中も審査を行う ものとする。

以上、趣旨をご理解いただき、議員各位のご賛同をお願い致しまして、提出者としての説明を 終わります。

〇議長 (青木悦子)

説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

〇議長 (青木悦子)

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長 (青木悦子)

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。本案に賛成の議員の挙手を求めます。

[举手全員]

〇議長 (青木悦子)

举手全員。

よって本案は原案の通り可決されました。

◎発議案第3号の委員の選任

〇議長 (青木悦子)

ただいま、議会広報特別委員会が設置されましたが、これより委員の選任を行います。 お諮り致します。

委員の選任の方法につきましては、議会委員会条例第5条第1項の規定により、議長から指名 したいと思います。

これにご異議はありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長 (青木悦子)

異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに致します。

議会広報特別委員会委員に、1番、東愛乃議員。2番、篠宮正樹議員。3番、中村基議員。5 番、秋山柳三議員。6番、笹生あすか議員。以上5名の議員を指名したいと思います。これにご 異議はありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長 (青木悦子)

はい、異議なしと認めます。

よって、ただいま指名致しました5名の議員を、議会広報特別委員会委員に選任することに決 定致しました。

ここで暫時休憩をし、委員会条例第6条第2項の規定により委員長及び副委員長を互選していただきます。

委員会室で議会広報特別委員会の開催をお願い致します。

暫時休憩とします。

········ 休 憩· 午後 5時19分 ········· ······· 再 開· 午後 5時27分 ········

〇議長 (青木悦子)

休憩前に引き続き会議を再開します。

休憩中に議会広報特別委員会の正副委員長の互選の結果について、通知がありましたので報告 致します。

議会広報特別委員会の委員長に、6番、笹生あすか議員。副委員長に、3番、中村基議員。 以上の通りです。

◎発議案第4号の上程・説明・質疑・討論・採決

〇議長 (青木悦子)

追加日程第2、発議案第4号、議会改革等検討特別委員会の設置についてを議題と致します。 職員をして、議案の朗読を致させます。加藤芳博議会事務局長。局長。

〇議会事務局長 (加藤芳博)

発議案第4号、議会改革等検討特別委員会の設置について。

上記の議案を別紙の通り、鋸南町議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和5年6月13日提出。提出者、鋸南町議会議員、鈴木辰也。賛成者、鋸南町議会議員、中村基。同、柴本健二。同、笹生あすか。同、早川正也。同、大塚昇。

鋸南町議会議長、青木悦子様。

議会改革等検討特別委員会の設置について。鋸南町議会委員会条例第4条第1項の規定により、 議会改革等検討特別委員会の設置を求める発議を致します。

付記の1として、審査事項の1、議員のなり手不足解消に関する事項。2、議員定数のあり方に関する事項。大きな2と致しまして、審査期間、設置後、審査終了まで閉会中も継続審査する。 3、定数、12名。

以上でございます。

〇議長 (青木悦子)

それでは提出者、鈴木辰也議員より趣旨説明を求めます。

提出者、12番、鈴木辰也議員。はい、12番、鈴木辰也議員。

〇12番(鈴木辰也)

発議案第4号、議会改革等検討特別委員会の設置については、私の他5名の議会運営委員の賛成を得て、提案したものであります。

鋸南町議会選挙は、鋸南町議会議員選挙は、平成31年、令和5年と2回続けて無投票での当選となりました。無投票ということは、住民が権利の行使をできなかったということであります。このような状況にあって、議会制民主主義と民意反映を損なうことなく、住民の自治意識等を高め、町政に大いに関心を持っていただき、議員のなり手不足を解消するための議員活動および議会活動を調査するとともに、議員定数のあり方に関する調査をするため、特別委員会を設置しようとするものです。

特別委員会の名称は、議会改革等検討特別委員会とし、調査事項は、議員のなり手不足解消に 関する事項について、議員定数のあり方に関する事項についてとします。定数は12名、議員全 員とし、調査期間は調査事項に掲げる調査が終了するまでとし、閉会中も調査をすることができ る、とするものです。

以上、提案理由の趣旨をご理解いただき、議員各位のご賛同をお願い致しまして、提出者としての説明を終わります。

〇議長 (青木悦子)

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。 〔質疑なし〕

〇議長 (青木悦子)

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長 (青木悦子)

討論がないようですので、討論を終了します。 これより採決を行います。

本案に賛成の議員の挙手を求めます。

[举手全員]

〇議長 (青木悦子)

举手全員。

よって本案は原案の通り可決されました。

◎発議案第4号の委員の選任

〇議長(青木悦子)

ただいま、議会改革等検討特別委員会が設置されましたが、委員は議員全員で構成するとのことであります。

ここで暫時休憩をし、委員会条例第6条第2項の規定により、委員長及び副委員長を互選して いただきたいと思います。委員会室で議会改革等検討特別委員会の開催をお願い致します。暫時 休憩とします。

…… 休 憩· 午後 5時33分 ………… 再 開· 午後 5時45分 ……

〇議長(青木悦子)

休憩前に引き続き、会議を再開します。

休憩中に、議会改革等検討特別委員会の正副委員長の互選の結果について、通知がありましたので報告致します。

それでは、委員長に12番、鈴木辰也議員。副委員長に7番、早川正也議員。 以上の通りです。

◎閉会の宣言

〇議長 (青木悦子)

これにて、本定例会に付議された案件の審議は、全て終了致しました。 よって、令和5年第3回鋸南町議会定例会を閉会致します。 皆さん、どうもご苦労さまでした。

[閉会のベルが鳴る]

······ 閉 会· 午後5時46分 ········

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 5年 11月 16日

議 会 議 長 青木 悦子

署 名 議 員 篠宮 真 樹

署 名 議 員 緒 方 猛